								目標達	成の状況。	/取組の記	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	飾	項		項		具体的施策		進捗状況			進捗状況		担当省
	Al	1	2	3	掲	X (THIMBAL	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細	今後 <i>0</i> 取組	
0	1	1			1	・外来種(外来生物)という言葉の意味を知っている人の割合	進捗中	56.4%(2017年3月)	継続	-	58.8%(2023年3月)	-	環境
0	1	1			1.	・外来生物法の内容を知っている人の割合	進捗中	20.1%(2017年3月)	継続	-	51.4% (2023年3月)	-	環境
1	1	2	(1)		租	国民全体、輸入業者、釣り人、子供、教育者や指導者等を対象として作成した各 種パンフレット、ポスター、チラシなどを活用、改訂するとともに、新たにパン フレット、ポスター、チラシなどを作成し、広く普及啓発を行います。(環境 省)	実施済	外来生物法の概要を示したパンフレットや、特定外来生物以外の注意が必要な外来種も記載した生態系被害防止外来種リストを作成した。これらの掲載種について、各種資料を作成し、広く配布した。特に2017年に国内で初確認されたヒアリについては、チラシ、ポスター、ウェブサイト等による迅速・正確な情報提供に努めた。	継続	実施済	外来生物法の概要を示したパンフレットや、特定外来生物以外の注意が必要な外来種も記載した生態系被害防止外来種リスト、これらの掲載種について作成された各種資料も継続してウェブサイトに掲載している。特に条件付特定外来生物に関する情報については、チラシ、ポスター、動画、ウェブサイト等により広く普及啓発を行った。		環境
2	1	2	(1)		0	国有林野で実施している保護林における外来種等の駆除による固有の森林生態系 の修復、新たな外来種の侵入・拡散予防措置等についてパンフレット等を作成 し、普及啓発を実施します。(農林水産省)	実施済	小笠原諸島において、既存の森林生態系保護地域のパンフレットを 用い新たな外来種の侵入・拡散予防措置等について普及啓発を実施 した。	継続	実施済	小笠原諸島において、既存の森林生態系保護地域のパンフレットを 用い新たな外来種の侵入・拡散予防措置等について普及啓発を実施 した。		農水
	1	2	(1)		食 <i>0</i> 到	外来生物法に基づき特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの 飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進するため、農業者向け のリーフレットを作成し配布するとともに、セイヨウオオマルハナバチの飼養等 現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行います。また、普 及指導員向け説明会等においても周知を徹底し、現場レベルでの対応を依頼して	実施済	・セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに飼養施設の管理の徹底について注意喚起するチラシを作成し、配布した。 ・各地方環境事務所において、許可を得た飼養施設の管理状況を確認し、指導するための現地調査を、地方農政局の協力を得て毎年実施した。	継続	実施済	・セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに、許可基準の 厳格化や飼養施設の管理の徹底について注意喚起するチラシを作成 し、配布した。 ・各地方環境事務所において、許可を得た飼養施設の管理状況を確 認し、指導するための現地調査を、地方農政局の協力を得て毎年実	4,200	環境
3	1	2	(1)		l	いきます。(農林水産省、環境省)		・セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに、適正管理の 方法を分かり易く示したリーフレットを作成し、全都道府県やマル ハナバチ類取扱業者等を通じて広く配布した。また、在来種マルハ ナバチへの転換を進めるため、在来種マルハナバチの特徴や飼養方 法を解説したリーフレットを作成し、広く配布した。 ・環境省(地方環境事務所)において、セイヨウオオマルハナバチ の飼養農家の一部を抽出し、農水省(地方農政局)も同行して現地 調査を行うとともに、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を 行った。 ・2017年4月に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」 を策定し、利用方針に係る全国説明会にて、セイヨウオオマルハナ バチの適正飼養管理について現場レベルへの周知徹底を依頼した。			・セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに、適正管理の 方法を分かり易く示したリーフレットを、全都道府県やマルハナバ チ類取扱業者等を通じて広く配布した。また、在来種マルハナバチ への転換を進めるため、在来種マルハナバチの特徴や飼養方法を解 説したリーフレットを、広く配布した。 ・環境省(地方環境事務所)において、セイヨウオオマルハナバチ の飼養農家の一部を抽出し、農水省(地方農政局)も同行して現地 調査を行うとともに、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を 行った。		農水
4	1	2	(1)		全 の 汗 孝	年(平成20 年)に中学校の学習指導要領が、2009 年(平成21 年)に高等学校の学習指導要領が改訂されたところです。既に国土交通省で外来種対策も含めた河川の環境保全等について教科書出版社への説明会を実施しており、それらを参考に、環境省が中心となって教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催	進捗中	2014年に教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催し、情報 提供に努めた。	見直し	実施済	2014年に教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催し、情報 提供に努めた。	見直し	環境
#1	1	2	(1)		l	し、情報提供に努めます。(環境省、国土交通省、農林水産省)		河川の環境保全等に関する教科書出版社向けの説明会を1年に1回程 度行った。			河川の環境保全等に関する教科書出版社向けの説明会を1年に1回程 度行った。		国交
	1	2	(1)					特になし。			特になし。		農水

								目標達	或の状況	/取組の	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	笛	項				自体的施 策		進捗状況			進捗状況		担当省
	Mar.	1	2	3	掲	XII AMOA	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細	今後の 取組	7
5	1		(1)			2008 年度(平成20 年度)から行っている教科書出版社への説明会を引き続き 行っていくことや小中学校を中心に河川管理者と市民団体等が連携して活動する 「子どもの水辺」再発見プロジェクト等との活動と連携・支援していくことで、	実施済	度行った。また、「子どもの水辺」再発見プロジェクトなどにより 市民が河川とふれあう活動を支援した。	見直し	実施済	川の環境保全等に関する教科書出版社向けの説明会を1年に1回程度 行った。また、「子どもの水辺」再発見プロジェクトなどにより市 民が河川とふれあう活動を支援した。		国交
	1	2	(1)			生物多様性保全と外来種対策の必要性等についての普及啓発に努めます。 (国土 交通省、環境省)		2014年に教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催し、情報 提供に努めた。			2014年に教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催し、情報 提供に努めた。		環境
6	1	2	(1)			現行の学習指導要領は中学校においては2012 年度(平成24 年度)、高等学校においては2013 年度(平成25 年度)入学生から順次実施されていることから、教育者や指導者向けに、外来種問題に関する教材や教育プログラムの開発を行い、学校教育や社会教育の現場に広く提供します。(環境省)	実施済	ミシシッピアカミミガメの生態情報をもとに外来種問題を広く一般の方や子どもたちに理解してもらうことを目的に、平成27年にピクチャーカード、かめぐるみの作成、平成28年にアカミミガメを題材にした環境教育プログラム教材を製作した。	継続	実施済	アメリカザリガニによる外来種問題を学校教育の場で学んで頂くた めの教材サンプル等を作成し、ウェブサイトに掲載し使用を促し た。	継続	環境
7	1	2	(1)			分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するためのウェブサイト(愛称:「いきものログ(http://ikilog.biodic.go.jp/)」)を通じ、さまざまな関係機関・専門家・一般市民から外来種等の目撃情報を収集する市民参加型調査を実施します。市民参加型調査の結果とともに、環境省が実施した自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を、地図情報やGIS情報として配信していくことで、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進します。(環境省)		「いきものログ」を活用して、市民参加型調査や自然環境保全基礎 調査等で得られた外来種等の情報を一元的に収集・提供することを 通じて、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進した。	継続	実施済	「いきものログ」を活用して、市民参加型調査や自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を一元的に収集・提供することを通じて、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進した。	継続	環境
8	1	2	(1)			また、市民参加型・体験型の外来種対策は重要な防除事業であるだけでなく、効果的な普及啓発手法であると考えられ、それらの取組を推進するため、NGO・NPO等や県市町村等の行政機関の取組を支援する制度について整理し積極的に情報提供を行います。(環境省)	実施済	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施しており、特定外来生物等の防除にかかる取組の支援メニューについて報道発表や地方自治体への周知により積極的に情報提供を行った。	継続	実施済	地方公共団体が行う特定外来生物の防除等について、交付金で支援する特定外来生物防除等対策事業を2023年度に新設。当該事業の交付対象は地方公共団体となるが、間接交付事業により、民間団体への支援も可能となっている。本事業については、環境省HPに掲載し周知している他、地方公共団体にはメール等により情報提供も行っている。		環境
9	1	2	(1)			外来種に関する既存のウェブサイトについて、2013 年度(平成25 年度)に改正した外来生物法の改正部分の解説や、生態系に係る被害についてわかりやすい実例を加えるなどの改良を加えるとともに、各地で外来種に関する出張授業や説明会を実施します。(環境省)	実施済	ウェブサイトを2015年に更新し、改正外来法に関してわかりやすい 解説やQ&A等を掲載した。2017年度には地方自治体向けにヒアリ講 習会を全国7箇所で実施した。そのほか、アカミミガメやヒアリ、ア ルゼンチンアリ等に関して毎年講演を実施した。		実施済	ウェブサイトを適宜更新し、特に条件付特定外来生物に関してはわかりやすい解説やQ&A等を掲載した。地方自治体向けのヒアリ講習会は毎年実施した。そのほか、ヒアリ等に関しても毎年講演を実施した。		環境
10	1	2	(1)			多様なセクターで構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)において、委員会が推奨する連携事業の認定や、子供向け推薦図書「生物多様性の本箱」の選定をはじめ、さまざまな取組を進めてきたところであり、今後とも、外来種問題を含む生物多様性に関する理解が国民一人ひとりに広がるよう、引き続きUNDB-Jを通じた取組を推進していきます。(環境省)	実施済	多様なセクターで構成される「国連生物多様性の10 年日本委員会」 (UNDB-J) において、外来種問題を含む生物多様性に関する理解 が国民一人ひとりに広がる取組を継続して実施した。	継続	実施済	国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) の後継団体である 2030生物多様性枠組実現日本会議 (J-GBF) においても「生物多様性の本箱」事業を継続し、全国各所の図書館等にて外来種問題を含む図書の展示を実施している。	継続	環境
11	1	2	(1)			環境省と公益社団法人日本動物園水族館協会で2014年(平成26年)5月22日に協定を結びました。連携を強化することにより、動物園や水族館による各機関の特色を活かした外来種に係る普及啓発を更に推進させるとともに、必要に応じて公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟する園館の協力を得て、種の同定や防除に係る助言を得るなど、外来種対策を実施します。(環境省)	実施済	協定に基づき、公益社団法人日本動物園水族館協会と合同で環境イベントや動物愛護イベントに参加し、外来種問題やペットの適正飼養等に関する普及啓発を行った。	継続	実施済	協定に基づき、公益社団法人日本動物園水族館協会と合同で環境イベントや動物愛護イベントに参加し、外来種問題やベットの適正飼養等に関する普及啓発を行った。	継続	環境

								目標達	成の状況。	/取組の	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
É	明	頁 I	頁	項	再	具体的施策		進捗状況			進捗状況		担当省
1	1	1 :	2	3	掲	元(PH1)加水	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細	今後取約	の
12	1	2 ((1)		と第日	改正動物愛護管理法(2013 年(平成25 年)9月1日施行)では飼い主等の責務として、飼養動物の逸走防止や終生飼養が追加されるとともに、第1種動物取扱として、飼養動物の逸走防止や終生飼養が追加されるとともに、第1種動物取扱業者が購入者に販売する際の現物確認、対面説明の義務づけ、愛護動物の遺棄に関する罰則の強化等の規定が盛り込まれています。動物愛護管理法の改正も踏まえ、愛護動物の遺棄の防止や終生飼養の推進について、パンフレットやポスターを作成、配布し、広く普及啓発を行っていきます。(環境省)		動物愛護管理法の改正内容を周知するため、一般の飼い主向け及び 動物取扱業者向けにパンフレットを作成した。愛護動物の遺棄の防止や終生飼養の徹底をテーマに普及啓発イベント(動物愛護週間中央行事)を開催するとともに、同テーマについて、一般の飼い主向けのパンフレット及び大人向け・子供向けの普及啓発動画を作成した。また、動物の遺棄及び虐待の防止を目的とした普及啓発ポスターを警察庁と合同で作成した。作成したパンフレット等は、自治体を通じて全国に配布したほか、インターネットにおける公開、各種普及啓発イベントにおける配布等を行った。	継続	実施済	動物愛護管理法の2019年改正内容を周知するため、一般の飼い。 含む幅広い対象に向け、パンフレットを作成した。愛護動物の近の防止や終生飼養の徹底をテーマに普及啓発イベント(動物愛護間中央行事)を開催するとともに、遺棄の防止を呼びかけるボスターや、終生飼養を呼びかける、一般の飼い主向けのパンフレッを作成し配布することで、広く普及啓発を行っている。	運	環境
13	1	2 ((1)		4	多様な主体による広域に分布する侵略的外来種の防除を推進するため、環境省の 事業の取組事例とともに、多様な主体による防除活動やその広報周知活動、防除 マニュアル等について一元的に把握し、情報発信するウェブサイトを作成しま す。(環境省)	実施済	ウェブサイトを2015年に更新し、改正外来法に関してわかりやすい 解説やQ&A等を掲載した。	継続	実施済	ウェブサイトを適宜更新し、環境省及び他機関が作成した防除、 ニュアルを種別にとりまとめてウェブサイトに掲載した。	継続	環境
14	1	2 ((1)		汾 る	外来生物対策を含め、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主 流化を図るべく、国内外の先進的な防除の取組事例を収集し、経済社会を構成す る事業者や消費者に必要とされる取組を整理・分析します。また、分析結果を用 いて、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討し、情報発信や 普及啓発を図るなど効果的な施策を実行します。(環境省)	進捗中	事業者による団体との研究会等を通じて、外来生物対策を含む事業 者による生物多様性配慮の行動に関する国内外の先進事例を収集 し、分析を進めた。	継続	実施済	外来種防除をはじめとした国内の先進的な取組を収集し、生物3 性民間参画事例集やグッドプラクティス集を作成した。またそれ の成果を生物多様性COP等国際会議の場で周知した。		環境
15	1	2 ((1)		t l 参	分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するためのウェブサイト(愛称:「いきものログ (http://ikilog.biodic.go.jp/)」)を構築しています。「いきものログ」を通 じ、さまざまな関係機関・専門家・国民から外来種等の目撃情報を収集する市民 参加型調査を実施します。市民参加型調査の結果とともに、環境省が実施した自 然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を、地図情報やGIS 情報として 配信していくことで、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進します。(環境 省)	実施済	「いきものログ」を活用して、さまざまな主体による市民参加型調査の実施を促進した。また、自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を一元的に収集・提供することを通じて、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進した。	継続	実施済	「いきものログ」を活用して、さまざまな主体による市民参加型 査の実施を促進した。また、自然環境保全基礎調査等で得られた 来種等の情報を一元的に収集・提供することを通じて、生物多格 情報の相互利用、共有化を促進した。	:外	環境
16	1	2 ((2)		新 新 手	地方環境事務所等が中心となり、地方自治体、国の関係機関等から構成される連絡会議を各地方プロックごとに開催するなどにより、連携の強化を図ります。連絡会議では、特定外来生物等の分布状況、被害状況、全国的な防除の方針、防除手法、優良事例、共有できる普及啓発ツール等についての情報を収集し、提供します。(環境省、農林水産省、国土交通省)		各地方環境事務所においてプロック会議を実施し、地域で優先して 取り組むべき課題について情報共有を行った。	継続	実施済	2022年改正外来生物法において、地方公共団体の責務規定が追加、地方公共団体の施策の支援が国の責務とされたことも踏まれ、地方公共団体の施策の支援が国の責務とされたことも踏まれた環境事務所を中心とした、国、地方公共団体間の連携を更に化した。とりわけ地方環境事務所では地方公共団体からの個別のニーズに沿い、優良事例の共有、国の支援ツールの紹介等を積極に行っている。	強	環境
	1		(2)					各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行った。			環境省地方環境事務所の声かけに沿い、対策の取組等の共有を行い、プロックにおける包括的な連携強化に努めた。	÷	農水
	1	2 ((2)					各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行った。			同上		国交

		1					目標達	成の状況	/取組の	進捗状況		
							2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
飾		項			具体的施策		進捗状況			進捗状況		担当省
3412	1	2	3	8 掲	XII AMOA	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細	今後の 取組	
17	1 2	2 (2))		分布拡大の先端地域等において、専門家の派遣等の支援について今後検討します。 (環境省)	実施済	各地域の優先課題に関する専門家を招聘し講演を実施した。	継続	進捗中	2022年改正外来生物法において、地方公共団体の施策の支援を国の 責務とした。また、基本方針において、専門家の派遣等の技術的な 支援を国の役割とした。これらを踏まえ、分布拡大の先端地域等の 地方公共団体に専門家の派遣を実施し、地方公共団体が行う特定外 来生物の防除等対策がより効果的なものとなるよう専門家が助言を 行う事業を2023年度より試行的に開始。		環境
18	1 2	2 (2))		なお、この連絡会議の開催により侵略性の高い種が発生した場合は、科学的知見を踏まえ、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制の構築につなげていくとともに、地方環境事務所が中心となって、外来種問題に関する地方自治体等からの相談・意見等について検討を行い、各主体が連携して適切な対応を進めていきます。(環境省)	実施済	外来種対策連絡会議の開催により、専門家から科学的な知見による情報を受け、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制を構築した。また、外来種問題に関する地方自治体からの相談・意見等について検討を行い、各主体が連携して適切な対応を行った。	継続	実施済	外来種対策連絡会議の開催により、専門家から科学的な知見による 情報を受け、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制を構築 した。また、外来種問題に関する地方自治体からの相談・意見等に ついて検討を行い、各主体が連携して適切な対応を行った。		環境
19	l 2	2 (2))		さらに、連絡会議の開催等を通じて、専門家による外来種防除のセミナーを開催 するなど、外来種対策を担う者の人材育成に努めます。(環境省)	実施済	外来種対策連絡会議を開催する際に、優先課題に関する専門家を招聘し、科学的知見を踏まえた講演を依頼するとともに外来種対策に 関するアドバイスを受けるなど、人材育成に努めた。	継続	実施済	外来種対策連絡会議を開催する際に、優先課題に関する専門家を招聘し、科学的知見を踏まえた講演を依頼するとともに外来種対策に 関するアドバイスを受けるなど、人材育成に努めた。	継続	環境
20	1 2	2 (2))		環境調査研修所において、外来種に関する研修を開催し外来種問題を担う人材を 育成します。 (環境省)	実施済	環境調査研修所において、地方自治体職員等を対象とした外来種対策に関する教科内容を含む研修を毎年実施した。 受講者数:54人(2015年度)、35人(2016年度)、49人(2017年度)	継続	実施済	環境調査研修所において、地方自治体職員等を対象とした外来種対策に関する教科内容を含む研修を2019年度まで実施した。なお、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止のため研修を中止しており、今後の実施については検討中である。(受講者数:48人(2018年度)、43人(2019年度))		環境
0	2 1	1			・生物多様性地域戦略の策定自治体数	実施済	生物多様性地域戦略の策定過程又は策定後に課題を抱えている自治体への専門家派遣や、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の活用により、策定の促進を図った。 〈策定状況〉 都道府県:43団体 政令市:18団体 市区町村:76団体	継続	-	生物多様性国家戦略2023-2030に沿って、生物多様性地域戦略の策定及び策定後の課題解決に関する自治体への支援や策定の促進を図った。 〈策定状況〉 都道府県:47団体 政令市:20団体 市区町村:146団体	-	環境
0 2	2 1	1			・外来種に関する条例の策定自治体数	進捗中	23都道府県(2018年3月)	継続	-	33都道府県(2023年3月)	-	環境
0 2	2 1	1			・侵略的外来種のリストの策定自治体数	進捗中	22都道府県(2018年3月)	継続	-	25都府道県(2023年3月)	-	環境
21	2 2	2			生物多様性国家戦略や外来種被害防止行動計画第1部第2章第1節2 (1)、 (2)に示した基本的な考え方に基づき、対策の優先度を踏まえた戦略的な外来 種対策を推進します。 (環境省、農林水産省、国土交通省)	実施済	(1)基礎情報の収集:海外の事例等をもとに生態等を把握したり、定着している種については国内での防除の際に得られる情報などを収集した。 (2)対策の優先度の検討:特定外来種被害防止基本方針にもとづき、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から防除を進めた。	継続	実施済	全国単位、地域プロック単位の両方で、外来種の生態的特徴及び定着・被害等の状況等の基礎情報に基づき、対策の優先度を決め、適切に予算配分等を行い、対策を実行した。	継続	環境
2	2 2	2					当省共管種を中心に、省内各部局庁の事業の中で対策を推進した。 省内関係局の事業の中で対策を推進した。			省内各部局庁の事業の中で対策を推進した。		農水
		-				1	目内因応问の手未の中で対束を推進した。		1	省内関係局の事業の中で対策を推進した。		四义

								目標達	成の状況	/取組の	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	笛	項	項			自体的施 策		進捗状況			進捗状況	扣	当省
	Mi	1	2	3	掲	PK IT H JIIGAK	区分	詳細	今後の 取組	区分	今後 詳細	後の	
22	2	2				「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を適切に活用して、外来種対策への各主体のより積極的な参加・協力の促進、調査研究・モニタリングや防除等の普及・促進のほか、代替種の開発・普及、リストに記載された留意事項を踏まえた適正な管理を推進するとともに、地方自治体における外来種の条例による規制等の地域独自の取組の強化等を促進します。(環境省、農林水		リストについて普及啓発するとともに、条例の策定を検討している 地方自治体に対して助言等を行った。 当省共管種を中心に、省内の事業の中で対策を推進した。	継続	実施済	国作成のリストについて普及啓発するとともに、地方公共団体に対 しても独自リストの作成を呼びかけた。 省内各部局庁の事業の中で対策を推進した。	環境農力	
		_				産省)					and a mood of several control of the		
23	2	2				周辺の自然環境を踏まえ、必要に応じて地域性種苗や自然侵入促進工等を用いた 緑化など地域生態系に配慮した工法を積極的に採用します。(環境省)	, ,,,,,,,	平成27年10月に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。また、法面工事等の許可申請があった場合は、適宜、地域生態系に配慮した工法を採用するように促した。	継続	実施済	2015年10月に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして 「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。また、法面 工事等の許可申請があった場合は、適宜、地域生態系に配慮した工 法を採用するように促した。	環境	竟
24	2	2				地方自治体による生物多様性地域戦略の策定や改訂を、「生物多様性地域戦略策定の手引き」の活用を促すなどして支援します。「生物多様性地域戦略策定の手引き」の改定に際しては、各地域固有の生物多様性の保全と持続可能な利用を図るために、外来種による被害防止の重要性を啓発する内容を盛り込みます。(環境省)		生物多様性地域戦略策定の手引きを活用し、外来種による被害防止 の重要性を啓発を行った。	継続	実施済	生物多様性地域戦略策定の手引きを活用し、外来種による被害防止 の重要性を啓発を行った。 経続	環境	竟
25	2	2				我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト及びその作成に用いた基本方針を示すこと等により、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進します。 (環境省)	実施済	外来種リスト及び作成に用いた基本方針について、ウェブサイトで 公表し、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進し た。	継続	実施済	外来種リスト及び作成に用いた基本方針について、ウェブサイトに 継続して掲載し、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を 促進した。	環境	竟
26	2	2				各主体における外来種対策に資する科学的根拠として活用されるよう、外来種の 侵入状況や生態等に関する新たな知見の集積に対応するため、我が国の生態系等 に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの見直しを継続的・定期的に実施しま す。特に分布情報について、対策優先種を中心に、モニタリング体制の構築・実		外来種リストの見直しに向け、対策優先種を中心に随時情報収集を 行った。	継続	実施済	日常業務において継続的に収集してきた情報をもとに、2023年度よ りリストの見直しを実施する。	環境	竟
	2	2				施を通じて継続的な情報の収集に努めます。(環境省、農林水産省)		ヒアリについて、水際における同定依頼に協力した。			特になし。	農才	k
27	2	2				また、外来生物による生態系等への被害又はそのおそれが確認できた場合には、 既存制度での対応状況等を踏まえ、特定外来生物被害防止基本方針に基づき、特 定外来生物への指定について適切に検討します。(環境省、農林水産省)	進捗中	行動計画策定(2015年3月)以降、特定外来生物への追加の指定を 2015年8月、2016年8月、2017年11月に実施し、41種類を指定した。	継続	実施済	行動計画策定 (2015年3月) 以降2023年9月までに、生態系等への被 継続 害又はそのおそれが確認できた外来生物について、特定外来生物被 害防止基本方針に基づき、59種類を特定外来生物に指定。	環境	 竟
	2	2						特定外来生物の指定にかかる専門家会議に参加。			特定外来生物の指定にかかる専門家会議に参加。	農才	k
0	3	1	(1))		【現状】 ・外来種が適切に管理されておらず、生態系へ悪影響を与えるおそれのある事例がある 【目標(2020 年(平成32 年))】 ・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの内容を知っている人の割合:50%	-	-	_	_	8.4%(2023年3月)	環均	 竞
28	3	1	(2)	ア		下記に記載した観点を踏まえて、環境アセスメントの手続き過程で、侵略的外来 種による問題が発生しないかどうかについて審査します。 (環境省)	実施済	外来種被害予防三原則を徹底するにあたって、環境影響評価手続の 過程でも必要に応じて外来種による問題が発生しないか確認した。	継続	実施済	外来種被害予防三原則を徹底するにあたって、環境影響評価手続の 過程でも必要に応じて外来種による問題が発生しないか確認した。	環境	竟

								目標達	成の状況	/取組の			
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	節丨	項			1	具体的施策		進捗状況			進捗状況		担当省
	110	1	2	3	掲	2011 8380010	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細	今後の 取組	
29	3	1	(2)	ア	0	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストを踏まえ、特定外来 生物被害防止基本方針における特定外来生物の選定に関する基本的な事項に沿っ て、輸入や飼養等の法規制が必要なものについて、追加的に特定外来生物や未判		行動計画策定(2015年3月)以降、特定外来生物への追加の指定を 2015年8月、2016年8月、2017年11月に実施し、41種類を指定した。	継続	実施済	行動計画策定(2015年3月)以降2023年9月までに、生態系等への被 害又はそのおそれが確認できた外来生物について、特定外来生物被 害防止基本方針に基づき、59種類を特定外来生物に指定。	継続	環境
	3	1	(2)	ア		定外来生物の指定を行います。(環境省、農林水産省)		政令、省令、告示の改正について、適切に対応した。			政令、省令、告示の改正について、適切に対応した。		農水
30	3	1	(2)	ア		大量に飼養されている侵略的外来種であるミシシッピアカミミガメ等について、 大量に捨てられること等の影響が出ないような対策を実施した上で、段階的な法 規制の導入を行うこと等を検討します。(環境省)		2016年よりアカミミガメプロジェクトを開始し、分布域や効率的な 捕獲手法を調査検討するとともに、終生飼養に関するツールを作成 し、普及啓発を実施した。	継続	実施済	2022年改正外来生物法において特定外来生物の規制の一部を適用除外とすることができる旨の規定を設け、アカミミガメ及びアメリカザリガニについては一般家庭等での飼養等は規制の適用除外とする「条件付特定外来生物」として2023年6月より規制を開始した。	継続	環境
	3	1	(2)	ア		利用する外来種の選定にあたり緑化やベット等に関わる各主体が適切な行動をとれるよう、科学的知見を踏まえて、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成・更新等を行うとともに、各種事業に使用されているマニュアルや仕様書等を適宜改訂し、普及啓発を推進するとともに効果的な外来種対策を推進します。(環境省、農林水産省)		生態系被害防止外来種リストを2015年に作成した。マニュアルについては、2015年に中国四国環境事務所が作成アライグマ等防除ハンドブックをウェブサイトに掲載し、2017年には地方自治体職員や港湾・物流関係者向けにヒアリ対処法を示したチラシ等を作成・配布した。		実施済	生態系被害防止外来種リスト (2015年作成) を継続してウェブサイトに掲載した。マニュアルについては、環境省及び他機関が作成した防除マニュアルを種別にウェブサイトに掲載した。要緊急対処特定外来生物と位置づけたヒアリについて、地方自治体職員や港湾・物流関係者向けにヒアリ対処指針冊子を作成した。	継続	環境
31	3	1	(2)	ア				・農道の法面緑化については、在来種による植生回復を検討する 旨、土地改良事業計画設計基準設計「農道」において運用してい る。 また、平成24年度に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012- 2020」に基づき策定された「我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れ のある外来種リスト」に掲載された植物を農業農村整備に係る工事 で使用しないよう、事務連絡にて周知を行った。 ・林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所 においては、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り 組んだ。	-		・農道の法面緑化については、在来種による植生回復を検討する 旨、土地改良事業計画設計基準設計「農道」において運用してい る。また、「我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リ スト」に掲載された植物を農業農村整備に係る工事で使用しないよ う、事務連絡にて周知済みである。 ・林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所 においては、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り 組んだ。	-	農水
32	3	1	(2)	ア		オオキンケイギクの防除実験を行い、都市公園等を対象とした効果的、効率的な 防除手法を示した管理マニュアルを作成し、生態系の保全に配慮した都市の緑化 に取り組みます。(国土交通省)		・一部の国営公園において、毎年、オオキンケイギク除去のイベントを種子の結実前に実施した。 ・一部の国営公園において、運営維持管理業務の仕様書にオオキンケイギクの除去に関する条項を入れており、発見次第除去することを義務化した。	継続	実施済	・一部の国営公園において、毎年、オオキンケイギク除去のイベントを種子の結実前に実施した。 ・一部の国営公園において、運営維持管理業務の仕様書にオオキンケイギクの除去に関する条項を入れており、発見次第除去することを義務化した。	継続	国交
33	3	1	(2)	ア		また、特定外来生物への新規指定により、生態系等の影響のおそれがある代替種 の流通が懸念される場合、その侵略性等を踏まえ、輸入規制等について検討しま す。(環境省)	その他	該当する種がないため未実施	見直し	実施済	該当する種がないため未実施。	継続	環境

								目標達	成の状況	/取組の	進捗状況		
			_	_				2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	笳			項		自体的施 等		進捗状況			進捗状況	担	担当省
		1	2	3	掲		区分	詳細	今後の取組	区分		後のは組	
34	3	1	(2)	ア	0	改正動物愛護管理法 (2013年 (平成25年) 9月1日施行) では飼い主等の責務として、飼養動物の逸走防止や終生飼養が追加されるとともに、第1種動物取扱業者が購入者に販売する際の現物確認、対面説明の義務づけ、愛護動物の遺棄に関する罰則の強化等の規定が盛り込まれました。こうした改正を踏まえ、愛護動物の遺棄の防止や終生飼養の推進について、パンフレットやポスターを作成、配布し、広く普及啓発を行います。 (再掲、環境省)		動物愛護管理法の改正内容を周知するため、一般の飼い主向け及び 動物取扱業者向けにパンフレットを作成した。愛護動物の遺棄の防 止や終生飼養の徹底をテーマに普及啓発イベント(動物愛護週間中 央行事)を開催するとともに、同テーマについて、一般の飼い主向 けのパンフレット及び大人向け・子供向けの普及啓発動画を作成し た。また、動物の遺棄及び虐待の防止を目的とした普及啓発ポス ターを警察庁と合同で作成した。作成したパンフレット等は、自治 体を通じて全国に配布したほか、インターネットにおける公開、各 種普及啓発イベントにおける配布等を行った。	継続	実施済	動物愛護管理法の2019年改正内容を周知するため、一般の飼い主を 含む幅広い対象に向け、パンフレットを作成した。愛護動物の遺棄 の防止や終生飼養の徹底をテーマに普及啓発イベント(動物愛護週 間中央行事)を開催するとともに、遺棄の防止を呼びかけるポス ターや、終生飼養を呼びかける、一般の飼い主向けのパンフレット を作成し配布することで、広く普及啓発を行っている。	環	境
35	3	1	(2)	ア		外来クワガタムシ等の動物愛護管理法の対象とならない飼養動物についても、終 生飼養を推進するなど、自然環境中へ逸出しないための普及啓発を行います。 (環境省)	実施済	2016年に「カプトムシ・クワガタ 最後まで大切に飼おう」チラシを作成、配布し、ウェブサイトに掲載した。	継続	実施済	2016年に作成した「カプトムシ・クワガタ 最後まで大切に飼おう」チ 継続 ラシを継続してウェブサイトに掲載したほか、アメリカザリガニの 適正な飼い方等に関するイラストを作成し、SNS等で発信した。	環	環境
36	3	1	(2)	ア	0	大量に飼養されている侵略的外来種であるミシシッピアカミミガメ等について、 大量に捨てられること等の影響が出ないような対策を実施した上で、段階的な法 規制の導入を行うこと等を検討します。(再掲、環境省)		2016年よりアカミミガメプロジェクトを開始し、分布域や効率的な 捕獲手法を調査検討するとともに、終生飼養に関するツールを作成 し、普及啓発を実施した。	継続	実施済	2022年改正外来生物法において特定外来生物の規制の一部を適用除終了外とすることができる旨の規定を設け、アカミミガメ及びアメリカザリガニについては一般家庭等での飼養等は規制の適用除外とする「条件付特定外来生物」として2023年6月より規制を開始した。	環	環境
37	3	1	(2)	ア		オオクチバス等が意図的に違法放流されることのないよう、外来種による生態系等への被害について、パンフレットの作成・改訂・配布や教科書出版社への説明会を通じて普及啓発を実施します。 (環境省)	進捗中	2016年に釣り人向け外来生物法パンフレットを作成し、配布及びウェブサイトへの掲載を行うことで放流の規制について普及啓発を行った。	継続	実施済	2016年に作成した釣り人向け外来生物法パンフレットを継続して 継続 ウェブサイトへの掲載を行い、放流の規制について普及啓発を行った。	環	景境
38	3	1	(2)	ア		野生動物(外来種)への餌付けにより、外来種による被害が助長されないよう、 引き続き野生動物への餌付けがされないよう普及啓発します。(環境省)	実施済	「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な 指針」に基づき、外来種を含む野生鳥獣に対する安易な餌付け防止 の普及啓発に努めた。	継続	実施済	「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な 指針」に基づき、外来種を含む野生鳥獣に対する安易な餌付け防止 の普及啓発に努めた。	環	環境
39	3	1	(2)) イ		セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用については、人工増殖で偏った遺伝的 形質を持つ集団の代替利用が進み、無秩序な放出が行われた場合は、自然分布域 外への導入や地域集団の遺伝的攪乱のおそれがあることから、これらの実態を把 握し、セイヨウオオマルハナバチやその代替種に関する利用方針を検討していき ます。(環境省、農林水産省)		セイヨウオオマルハナバチ及びその代替種について科学的知見等を用いたリスク評価を行うとともに、専門の学識経験を有する者に意見聴取を行い、2017年に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を作成した。2020年までに(北海道を除き)セイヨウオオマルハナバチの利用を半減すること等の方針を提示し、全国説明会を開催した。	継続	実施済	2017年に作成した「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」において、2020年までに(北海道を除き)セイヨウオオマルハナバチの利用を半減すること等の方針を提示したことを踏まえ、当該種に係る飼養等の許可基準を厳格化した。具体的には、特定外来生物指定時から農業を営んでいる方であっても2019年9月以降新たに当該種を利用することを認めないこととし、2022年4月以降は既に許可を受けている方であっても飼養数の増加を認めないこととした。また、2021年には、代替種として利用が推奨されているクロマルハナバチについて、一部地域でのモニタリングを実施したが、農業施設等からの逸出が推定される結果は得られなかった。	環	境
-	3	1	(2)) 1				科学的知見等を用いたリスク評価を行うとともに、専門の学識経験を有する者に意見聴取を行い、2017年に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を策定した。	=		特になし。	農	是水

								目標達成	成の状況	/取組の	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	飾	項				■ 目休的施筆		進捗状況			進捗状況		担当省
		1	2	3	掲	7.1. 1.3.C.1.	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細	今後の 取組	
40	3	1	(2)	イ		セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進するため、農業者向けのリーフレットを作成し、配布します。 (農林水産省)	実施済	セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに、適正管理の方法を分かり易く示したリーフレットを作成し、全都道府県やマルハナバチ類取扱業者等を通じて広く配布した。また、在来種マルハナバチへの転換を進めるため、在来種マルハナバチの特徴や飼養方法を解説したリーフレットを作成し、広く配布した。	継続	実施済	セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに、適正管理の方 法を分かり易く示したリーフレットを、全都道府県やマルハナバチ 類取扱業者等を通じて広く配布した。また、在来種マルハナバチへ の転換を進めるため、在来種マルハナバチの特徴や飼養方法を解説 したリーフレットを、広く配布した。	終了	農水
41	3	1	(2)	イ		セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導 及び普及啓発を行います。(農林水産省、環境省)	実施済	環境省(地方環境事務所)において、セイヨウオオマルハナバチの 飼養農家の一部を抽出し、農水省(地方農政局)も同行して現地調 査を行うとともに、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行っ た。	継続	実施済	環境省(地方環境事務所)において、セイヨウオオマルハナバチの 飼養農家の一部を抽出し、農水省(地方農政局)も同行して現地調 査を行うとともに、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行っ た。	継続	農水
	3	1	(2)	1				各地方環境事務所において、許可を得た飼養施設の管理状況を確認 し指導するための現地調査を、地方農政局の協力を得て毎年実施し た。			各地方環境事務所において、許可を得た飼養施設の管理状況を確認 し指導するための現地調査を、地方農政局の協力を得て毎年実施し た。		環境
42	3	1	(2)	1		普及指導員向け説明会等においてセイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について周知を徹底し、現場レベルでの対応を依頼していきます。さらに、施設園芸農家向けの補助事業において、セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理を引き続き条件としていきます。 (農林水産省)	実施済	2017年にセイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針に係る全国説明会を開催し、セイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について現場レベルへの周知徹底を依頼した。また、農業用ハウスの整備等を支援する国の補助事業において、セイヨウオオマルハナバチの逃亡防止の徹底など飼養等施設の適正な管理を引き続き条件としている。	継続	実施済	・セイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について周知徹底を依頼した。 ・農業用ハウスの整備等を支援する国の補助事業において、セイヨウオオマルハナバチの逃亡防止の徹底など飼養等施設の適正な管理を引き続き条件としている。	継続	農水
43	3	1		1		外来生物法の飼養等許可を取得している全国のセイヨウオオマルハナバチ飼養施 設園芸農家を対象に、飼養等管理状況を把握し、今後の改善指導等の対策を検討 するため、アンケート形式による全国実態調査を実施していきます。(農林水産	進捗中	抽出した施設園芸農家を対象としたセイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査により飼養等管理状況を把握した。	継続	実施済	抽出した施設園芸農家を対象としたセイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査により飼養等管理状況を把握した。	継続	農水
	3	1	(2)	1		省、環境省)		抽出した施設園芸農家を対象としたセイヨウオオマルハナバチの飼 養等現地調査により飼養等管理状況を把握した。			抽出した施設園芸農家を対象としたセイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査により飼養等管理状況を把握した。		環境
	3	1	(2)	1		緑化植物や牧草について、人の管理下外へ拡げることのないよう、周辺の自然環境を踏まえ、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに記載する種ごとの利用上の留意事項に配慮した利用がなされるよう、普及啓発を推進		種ごとに利用上の留意事項を設定した業者向けのパンフレットを作成し、配布及びウェブサイトへの掲載を行うことで普及啓発を行った。	継続	実施済		継続	環境
44	3	1	(2)	イ		します。(環境省、農林水産省)		・平成24年度に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」に基づき策定された「我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リスト」に掲載された植物を農業農村整備に係る工事で使用しないよう、事務連絡にて周知した。 ・林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所においては、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組んだ。 ・行動計画、行動パンフ、外来種リスト、リストリーフ等を飼料作物の関係団体等へ配布し、普及啓発を実施した。			・「我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リスト」に 掲載された植物を農業農村整備に係る工事で使用しないよう、事務 連絡にて周知済みであり、継続的に取組んでいる。 ・林道の法面縁化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所 においては、自然侵入促進工や森林表土利用工等による縁化に取り 組んだ。 ・牧草は一般的に結実後に栄養が落ちることから飼料としての収穫 は結実前に行うことが重要であり、農林水産省としてもこれを基本 的な栽培・利用技術として日頃から普及啓発を行っている。		農水
45	3	1	(2)	7		地域生態系の保全に配慮したのり面縁化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について2013年(平成25年)1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面縁化工への活用を図ります。(国土交通省)		表土利用工、自然侵入促進工を施工したのり面を対象として、施工 後10年程度経過した植生モニタリング調査を行い、気候や施工条件 の違いにより成立する植生の把握を行った。	継続	実施済	表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工を施工したのり面を対象として、施工後10~20年程度経過した植生モニタリング調査を実施、調査結果について取りまとめ、公表予定としている。	終了	国交

								目標達	成の状況	/取組の	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	飾	項				具体的施策		進捗状況			進捗状況		担当省
	, I	1	2	3	掲	FT PHIME A	区分	詳細	今後の取組		言 羊 希田	今後の 取組)== =
46	3	1	(2)	1		2010年度(平成22年度)にとりまとめた「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組みます。(農林水産省)		林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所においては、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組んだ。	継続	実施済	林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所においては、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組んだ。	継続	農水
47	3	1	(2)) 1		また、山梨県の3湖におけるオオクチバスの第五種共同漁業権の特例による飼養等許可については、オオクチバスに頼らない漁場管理について、関係機関と引き続き検討します。(環境省、農林水産省)		オオクチバスに頼らない漁場管理に転換していくことが望ましいため、オオクチバスの第五種共同漁業権の特例が終わるよう、引き続き関係機関と検討を行った。	継続	実施済	2022年改正外来生物法衆参附帯決議において、特定外来生物を対象とした漁業権のあり方を見直すことが求められた。オオクチバスに頼らない漁場管理に転換していくことが望ましいため、附帯決議も踏まえ、オオクチバスの第五種共同漁業権の特例が終わるよう、引き続き関係機関と検討を行った。	継続	環境
	3	1	(2)) イ				山梨県の3湖におけるオオクチバスに頼らない漁場管理について、 関係機関と検討を行っている。			山梨県の3湖におけるオオクチバスに頼らない漁場管理について、 関係機関と検討を行っており、今後のオオクチバスの在り方・方針 を盛り込んだロードマップをそれぞれの湖において作成する方向で 合意している。		農水
48	3	1	(2)) イ		また、地域性種苗を利用した緑化等、生物多様性に配慮した事業を発注する場合 の発注・管理・検査方法の留意点等について検討します。(環境省)		2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。当該指針では、計画・設計から施工・管理までの全体の流れや留意点等を提示した。	継続	実施済	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。当該指針では、計画・設計から施工・管理までの全体の流れや留意点等を提示した。	継続	環境
49	3	1	(2)) イ		2007年度(平成19年度)に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針 (案)」を成案化するため、2008~2012年度(平成20~24年度)に実施した 「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法」により得 られた研究成果等を踏まえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に向けた 検討を進めます。(環境省)	, , , , ,	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	継続	実施済	2015年10月に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	継続	環境
0	3	2	(1)			【現状】 ・非意図的な導入の実態が把握されておらず、有効な対策がとれているか評価することができていない。 【目標(2020年(平成32年))】 ・どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態を把握し、特定外来生物の定着経路を管理するための対策を優先度の高いものから実施する。		-	-	-	ヒアリ類について、侵入リスクの高い空港、港湾地域等での調査を2010年より継続して実施した。これに加え、ヒアリ定着国と定期航路を持つ港湾において、生息状況調査を2017年より実施した。さらに、2022年改正外来生物法に基づき、ヒアリ類について要緊急対処特定外来生物に指定し、通関後の物品、施設や土地にヒアリ類がいるおそれがあるときに検査、消毒廃棄命令を行うこと、ヒアリ類か否かの特定(同定)作業中も物品等の移動停止をさせることを可能としたほか、ヒアリ類に係る対処指針を定め、事業者との連携を強化した。		環境

								目標達	或の状況	/取組の	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	笛	項	項	項	再	具体的施策		進捗状況			進捗状況		担当省
	M	1	2	3	揭	94 TH 1710 JA	区分	詳細	今後の 取組	区分	今後 詳細	後の	,
50	3	2	(2)	ア		輸入物資に付着、混入している特定外来生物等の消毒方法の基準を定め、主務大臣が輸入者に対し、消毒等の措置を命令できるように2013年度(平成25年度)に外来生物法の改正を行っています。改正した外来生物法に基づき、消毒等の基準を策定し、関係省庁との緊密な連携の下、輸入物資に付着、混入した外来生物の発見・除去を推進します。(環境省、農林水産省)	進捗中	消毒等の基準について、必要な検討を行ったが、より多様な輸入物 資についての検討についての追加的検討が必要。	継続	実施済	2022年改正外来生物法に基づき、2023年5月にヒアリ類及びあり科 継続の特定外来生物に係る消毒又は廃棄の命令の基準を公布・施行した。基準の策定に当たっては、2023年1~2月に特定外来生物消毒基準等専門家会合を2回開催した。	瑪	景境
	3	2	(2)	ア				植物防疫法に基づく植物の輸入時の検査において、特定外来生物等 と疑われる生物の付着、混入が確認された場合は、税関及び環境省 への連絡を実施した。			植物防疫法に基づく植物等の輸入時の検査において、特定外来生物 等と疑われる生物の付着、混入が確認された場合は、税関及び環境 省への連絡を実施した。	盟	農水
51	3	2	(2)	ア		非意図的に繰り返し導入されているとみられる特定外来生物については、海外での生産、輸入、流通段階における侵入経路を特定します。こうした情報を踏まえ、導入や定着を防止するための経路の管理のための方策について、より効果的な対策を検討します。(環境省)	実施済	ヒアリについては2017年6月の国内初確認後、継続して侵入が確認されている。多くの事例において、中国南部から出航したコンテナや製品に付着して侵入していることが確認されており、中国に対して対策を申し入れるとともに、国内の事業者向けに注意すべき点、取るべき対策等を関係省庁の協力を得て周知した。ヒアリ定着国と定期航路を持つ港湾において、生息状況調査を実施した。	継続	実施済	ヒアリについては2017年6月の国内初確認後、継続して侵入が確認 されている。多くの事例において、中国南部から出航したコンテナ や製品に付着して侵入していることが確認されており、中国に対し て対策を申し入れるとともに、国内の事業者向けに注意すべき点、 取るべき対策等を関係省庁の協力を得て周知した。ヒアリ定着国と 定期航路を持つ港湾において、生息状況調査を実施した。	璟	景境
52	3	2	(2)	ア		水産物や飼料への外来種の混入状況や釣り餌として流通する外来種の実態把握については、水産物や飼料への外来種の混入状況等のサンプリング調査等により状況を把握します。 (環境省)	進捗中	非意図的導入対策の検討として、アサリ等の水産物の輸入・流通に 伴う外来種の混入に関する調査と飼料等の輸入・流通に伴う外来種 の混入に関する調査を実施した。	終了		- (2018年3月時点で終了)	璟	環境
53	3	2	(2)	ア		侵略的外来種の侵入のリスクが高い空港、港湾地域等において、種群(アリ類 等)を対象として、早期発見及びモニタリングを行います。(環境省)	実施済	侵入リスクの高い空港、港湾地域等での調査を2010年より継続して 実施した。これに加え、ヒアリ定着国と定期航路を持つ港湾におい て、生息状況調査を2017年より実施した。	継続	実施済	侵入リスクの高い空港、港湾地域等での調査を2010年より継続して 実施した。これに加え、ヒアリ定着国と定期航路を持つ港湾におい て、生息状況調査を2017年より実施した。	璟	景境
	3	2	(2)	7		バラスト水を介した水生生物等の移動による生態系等への被害を防止するため、 船舶バラスト水規制管理条約を国内的に担保するために改正された「海洋汚染等 及び海上災害の防止に関する法律」に則り、有害なバラスト水の船舶からの排出 禁止、船舶所有者に対して、バラスト水処理設備の設置の義務付け、我が国の船	実施済	「バラスト水処理設備の設置の義務付け」で要求されるバラスト水処理装置について、10型式の承認を行ったほか、我が国の船舶に対する検査や外国船舶に対する立入検査を継続して実施した。	継続	実施済	「バラスト水処理設備の設置の義務付け」で要求されるバラスト水 処理装置について、35型式の承認を行ったほか、我が国の船舶に対 する検査や外国船舶に対する立入検査を継続して実施した。	=	国交
54	3	2	(2)	1		舶に対する検査に加え、我が国の港における外国船舶に対する立入検査を適切に 行うことを通じ、外航船舶から有害なバラスト水が排出されることを防止しま す。(国土交通省、環境省)		「バラスト水処理設備の設置の義務付け」で要求されるバラスト水処理装置に関し、当該設備が使用されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかを確認するための審査を実施した。	-		薬剤等を使用するバラスト水処理装置に関し、当該設備が使用されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかを確認するための審査を実施した。	璟	環境
55	3		(2)			船舶パラスト水規制管理条約の実施に関する課題(寄港国による監督 (PSC) 実施の際のパラスト水のサンプリング・分析方法の確立等)を解決するためのIMO における国際的な議論に引き続き積極的に参加し、条約の発効と実施に貢献します。(国土交通省、環境省)	実施済	2016年に条約の発効要件が満たされ、1年後の2017年に条約が発効 した。「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正 (平成26年に公布済み)が、条約発効日(2017年9月8日)から施行 された。	継続	実施済	2017年に条約が発効して以降、IMOにおいて条約の実施に関する課 継続 題を解決するためのレビューが行われており、関係業界と課題解決 のための検討を行うとともに、国際的な議論に積極的に参加してい る。		国交
	3	2	(2)	1				2016年に条約の発効要件が満たされ、1年後の2017年に条約が発効 した。「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正 (平成26年に公布済み)が、条約発効日(2017年9月8日)から施行 された。			2017年に条約が発効して以降、IMOにおいて条約の実施に関する課題を解決するためのレビューが行われており、関係省庁と課題解決のための検討を行うとともに、国際的な議論に積極的に参加している。	塔	景境
56	3	2	(2)	ウ		2011年(平成23年)にIMOにおいて策定された船体付着生物の管理ガイドラインの更なる改善に向け、IMOでの議論に積極的に参加します。(国土交通省)	実施済	今後のIMOでのガイドラインのレビューに対応するべく、関係業界とともに課題等の整理を行った。	継続	実施済	ガイドライン改正のためのレビューにおいて、日本の海事産業が蓄 積した技術的知見に基づいて、ガイドラインの実効性を高めるため の提案を行うなど、IMOでの議論に積極的に参加した。	=	国交

								目標達	成の状況	/取組の資	<u></u> 		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	箭	項				具体的施策		進捗状況			進捗状況		担当省
	ZI,	1	2	3	掲	ALL HINGK	区分	詳細	今後の 取組		詳細	今後の 取組	
57	3	2	(2)	工	(国民全体、輸入業者、釣り人、子供、教育者や指導者等を対象として作成した各種パンフレット、ポスター、チラシなどを活用、改訂するとともに、新たにパンフレット、ポスター、チラシなどを作成し、広く普及啓発を行います。(再掲、環境省)		外来生物法の概要を示したパンフレットや、特定外来生物以外の注意が必要な外来種も記載した生態系被害防止外来種リストを作成した。これらの掲載種について、各種資料を作成し、広く配布した。特に2017年に国内で初確認されたヒアリについては、チラシ、ポスター、ウェブサイト等による迅速・正確な情報提供に努めた。	継続		外来生物法の概要を示したパンフレットや、特定外来生物以外の注意が必要な外来種も記載した生態系被害防止外来種リスト、これらの掲載種について作成された各種資料も継続してウェブサイトに掲載している。特に条件付特定外来生物に関する情報については、チラシ、ポスター、動画、ウェブサイト等により広く普及啓発を行った。	継続	環境
58	3	2	(2)	I		小笠原諸島におけるアカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外来種等の駆除による固有の森林生態系の修復など、国有林野の保護林等において新たな侵略的外来種の侵入・拡散予防措置等を推進します。 (農林水産省)		小笠原諸島において、アカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外 来種等の駆除による固有の森林生態系の修復などを実施した。	継続		小笠原諸島において、アカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外 来種等の駆除による固有の森林生態系の修復、歩道出入口での種子 除去マット等による外来種の侵入防止などを実施した。	継続	農水
59.	3	2	(2)			小笠原諸島世界自然遺産地域における、新たな侵略的外来種の侵入及び拡散を防止する対策について、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会の新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループにおいて検討し、それらの結果を踏まえ、関係機関との連携の下、必要な対策を実施します。(環境省、農林水産省)		ワーキンググループにおいて、リスクの高い新たな外来種の侵入経路を特定し、それぞれについて対策を検討した。ワーキンググループによる検討結果を踏まえた対策を実施した。 環境省と連携し取り組んだ。	継続		ワーキンググループを引継いだ地域課題部会 (母島部会) による検討結果を踏まえ、特に外来種侵入リスクの高い土付き苗の持ち込み対策を開始し、継続的に実施している。また、その他の外来種の侵入・拡散防止についても対策の検討を進めている。 管理機関(環境省・東京都・小笠原村)と連携し取り組んだ。	継続	環境農水
60	3	2	(2)	エ		小笠原諸島父島に設置を予定している世界遺産センター(仮称)に、非意図的導入を防止するための付着生物の除去等の外来種対策機能の整備について、検討します。 (環境省)		属島等に持ち込む資材の燻蒸・冷凍等の外来種対策の施設を備えた 世界遺産センターを設置した。	終了		- (2018年3月時点で終了)		環境
	3	2	` ′			白山国立公園や尾瀬国立公園等において、登山口への種子落としマットの設置や 侵略的外来種による生態系被害の普及啓発に資するパンフレットの作成などを引 き続き実施します。(環境省、農林水産省)		もに、ボスターを掲示する等して、公園利用者に協力を呼びかけを 行った。 環境省と連携し取り組んだ。	継続		白山国立公園において、種子落としマットやブラシを設置するとと もに、ポスターを掲示する等して、公園利用者に協力を呼びかけを 行った。 環境省と連携し取り組んだ。	継続	環境農水
61								その他、白山国立公園内の治山工事に伴い資材等を搬入する工事用 車両のタイヤに付着する外来植物の種子を取り除くため、流水を利 用したタイヤ洗浄施設を設置した。			その他、白山国立公園内の治山工事に伴い資材等を搬入する工事用 車両のタイヤに付着する外来植物の種子を取り除くため、流水を利 用したタイヤ洗浄施設を設置した。		
0	4	1				【現状】 ・各地で外来種対策を実施し一定の効果は確認されているものの、国レベルで根絶や封じ込めに成功した特定外来生物はいない。 【目標(2020年(平成32年))】 ・「第2部第1章第4節「2(2)及び(3)」にかかげる種ごと、地域ごとの目標を達成する。	-	-	-		生物多様性保全上重要な地域において、防除等を実施し、奄美大島において在来生態系に重大な被害を及ぼしているフイリマングースについて、2025年度までの根絶と防除完了の目処を立てた。	-	環境

								目標達	成の状況	/取組の	進捗状況			
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)			
	Arte-	項	項	項	再	B // ####		進捗状況			進捗状況			AD MARIN
	節	1	2	3	掲	具体的施策	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細		今後の 取組	担当省
61	4	2	(1)			このため、非意図的な侵入のリスクが大きい地域(特定外来生物等を所定の手続きを経た上で輸入できる4つの空港及び、外貿輸入貨物量等が大きな港湾周辺等)及び種群(特に特定外来生物のアリ類等)については、早期発見のためのモニタリングを実施し、外来種の侵入を監視します。また、新たに侵略的外来種が発見された場合には速やかに対応を検討し、地方自治体や当該地域の管理者等と連携して、防除に係る情報の提供や早期防除を支援もしくは実施します。(環境省)	実施済	侵入リスクの高い空港、港湾地域等での調査を2010年より継続して 実施した。これに加え、ヒアリ定着国と定期航路を持つ港湾におい て、生息状況調査を2017年より実施した。ヒアリが確認された場合 の対応については、地方環境事務所が地方自治体や港湾管理者等と 協力して防除にあたった。また、マニュアルを作成し地方自治体を 対象とした講習会を開催するなど防除に係る情報の普及に努めた。	継続	実施済	侵入リスクの高い空港、港湾地域等での調査を2010年よりま 実施した。これに加え、ヒアリ定着国と定期航路を持つ港湾 て、生息状況調査を2017年より実施した。ヒアリが確認さる の対応については、地方自治体や港湾管理者等と協力して たった。また、ヒアリ類の消毒基準や対処指針を策定し、地 体や港湾事業者を対象とした講習会を開催するなど防除に係 の普及に努めた。	におい れた場合 お除にあ 地方自治	* 続	環境
62	4		(2)			また、全国的に自然環境保全上重要な箇所で優先度の高いところから取り組んでいく必要があり、世界自然遺産地域、ラムサール条約湿地等の国際社会に対して責任を持って保全すべき地域、原生自然環境保全地域、国立公園、保護林、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区等の法律等に基づき国として保全すべき地域において対象とする侵略的外来種を取り除くのみならず、そのことが他の外来種を含む生態系全体に及ぼす影響にも配慮して、生態系管理の考え方に基づいた防除を実施します。(環境省、農林水産省)	進捗中	特定外来種被害防止基本方針にもとづき、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から防除を進めた。 父島列島を対象とした種間相互作用に着目した森林生態系保全管理 手法を検討・提示した。 また、小笠原諸島における侵略的外来種等の駆除の実施あたり、駆 除木周辺の生態系に及ぼす影響に配慮し、吊し伐り等の特殊な方法 での駆除等を実施した。	継続	実施済	特定外来種被害防止基本方針に基づき、全国的な観点から める優先度の高い地域から防除を進めた。 父島及び母島列島を対象とし、外来植物駆除の成果を整理し、さらに在来樹木の天然力を活用した植栽試験等を行い、 的・効率的な森林修復手法を検討した。 また、小笠原諸島における侵略的外来種等の駆除の実施あれ 前・事後に希少種のモニタリングを行いつつ、駆除木周辺の に及ぼす影響に配慮し、吊し伐り等の特殊な方法での駆除等 した。	分析 効果 こり、事 0生態系	-175	農水
63	4	2	(2)	ウ		これまでの事業の結果を踏まえ、防除実施計画を見直し、根絶に向けた具体的なロードマップに沿って、戦略的な防除を実施します。 (環境省)		防除については、関係機関との協力の下、具体的なロードマップである防除実施計画に基づいて実施されている。防除実施計画は、防除状況や結果を踏まえて見直しがなされており、奄美大島においては2013年4月に第二期計画が策定されており、やんばるにおいては2017年4月に第三期計画が策定された。また両地域共、毎年有識者を含めた検討会で防除結果を踏まえた具体的な対策の検討がなされ、戦略的に防除を実施した。	継続	進捗中	奄美大島においては順調に防除が進んでいることを受け、2 に第二期計画を見直し、2年前倒しで新たな計画「根絶確 除完了に向けた奄美大島におけるフイリマングース防除実が を策定した。やんばる(沖縄島北部)においては第三期計画 にあたる2021年度に計画を見直し、環境省と沖縄県との連 強化した。 両地域とも、毎年有識者を含めた検討会で防除結果を踏まえ 的な対策の検討がなされ、戦略的に防除を実施した。	R及び防 配計画」 回の5年 携をより	** ** **	環境
64	4	2	(2)	ウ		捕獲ワナの改良、探索犬の活用等の新たな技術の開発、導入により、効果的、効率的な防除を実施し、得られた成果や知見はわかりやすく情報提供します。(環境省)	実施済	捕獲わなの改良や探索犬の活用等について、毎年開催される検討会等で、効果検証が進められており、事業の結果については、沖縄奄美自然環境事務所のホームページにて公開した。また奄美大島では、生息地が断片化する中、わなや探索犬による捕獲ができない地点について、2017年度に化学的手法を用いた防除試験を2回実施した。防除試験では、マングースの喫食が確認され、他の野生鳥獣に対する大きな影響はなかったと考えられているが、今後、モニタリングを実施し、一定の情報が得られた時点で同試験の結果について広く公表する予定。	継続	進捗中	アマミトゲネズミの混獲を低減させる改良筒ワナの導入や、 グースの糞を探知する糞探索犬及び生体を追い詰める生体 活用、わなや探索犬による捕獲ができない地点での化学的 より、効果的、効率的な防除を実施した。事業の結果につい 沖縄奄美自然環境事務所のホームページにて公開した。	R索犬の 防除等に		環境
65	4	2	(2)	ウ		関係機関との協力の下、2020年(平成32年)までに複数の小区画で地域根絶を達成し、2022年度(平成34年度)までに奄美大島及びやんぱる地域において、根絶が達成される。(環境省)	-	-	-	進捗中	奄美大島においては2018年4月に捕獲があって以降、捕獲態が続いており、根絶確率算出モデルによる根絶確率の算を実施予定。やんばる(沖縄島北部)地域においては、複数画で地域根絶を達成し、生息確認域が年々狭まっており、2までの完全排除を目指している。	と評価 対の小区	 送続	環境

									成の状況	兄/取組の			
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	合作	項	項	項	再	具体的施策		進捗状況			進捗状況		担当省
	יוא	1	2	3	掲	关件印加来	区分	詳細	今後(取組		詳細	今後の 取組)
66	4) ウ) ウ		世界自然遺産である小笠原諸島では、2013年(平成25年)3月末に兄島への侵入が初めて確認されたグリーンアノールに対する重点的な取組をはじめ、外来種対策の効果的、効率的な取組が必要となっています。関係機関(環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村)により作成した小笠原諸島管理計画や生態系保		グリーンアノールの捕獲、侵入防止柵の整備、新たな捕獲技術の検討などを進めた。 環境省と連携し取り組んだ。	継続	実施済	グリーンアノールの捕獲、侵入防止柵の改修・管理、新たな防除技術の検討などを進めた。 管理機関(環境省・東京都・小笠原村)と連携し取り組んだ。	継続	環境農水
67	4	2	(2)) ウ		全アクションプラン等に基づき、科学委員会の助言を受けて、対策が必要な外来 種について関係機関による対策を進めます。(環境省、農林水産省) 事業対象地において、具体的な目標を設定した防除実施計画を自治体とも調整の 上で策定し、戦略的な防除を実施するとともに、得られた知見や取組事例を公開 し、多様な主体の防除に活用されるよう情報発信します。(環境省)	進捗中	【琵琶湖】県が中心となり、沿岸部の市町、漁業協同組合、ボランティア団体等と防除を実施しており、琵琶湖外来水草対策協議会が構築された。 【伊豆沼・内沼】密度低下に向けた防除の取組を地元の環境保全財団、ボランティア団体、環境省の3者で協働で取り組んだ。 【簡牟田池】九州地方環境事務所が実施していた藺牟田池における	継続	実施済	【琵琶湖】 - (2018年3月時点で終了) 【伊豆沼・内沼】地元の環境保全財団、ボランティア団体、宮城 県、環境省の4者が協働して外来魚防除に取組み、低密度管理に達 しつつある。 【藺牟田池】 - (2018年3月時点で終了)	継続	環境
68	4	2	(2)) ウ		地域間の連携による推進体制の整備や効果的な外来魚の駆除等の内水面生態系の 復元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援します。 (農林水産省)	実施済	外来魚防除については薩摩川内市等の団体に引継がれた。	継続	実施済	内水面関係予算のうち、地域間の連携による推進体制の整備及び内 水面生態系の復元等に資する活動を行う内水面漁業者に対し補助金 を交付した。効果的な外来魚の駆除等技術開発については研究機関 と委託契約を行い取組の支援を行った。		農水
69	4	2	(2)) ウ	0	市民参加型・体験型の外来種対策は重要な防除事業であるだけでなく、効果的な 普及啓発手法であると考えられ、それらの取組を推進するため、NGO・NPO等 や県市町村等の行政機関の取組を支援する制度について整理し積極的に情報提供 を行います。(再掲、環境省)		地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施しており、特定外来生物等の防除にかかる取組の支援メニューについて報道発表や地方自治体への周知により積極的に情報提供を行った。	継続	実施済	地方公共団体が行う特定外来生物の防除等について、交付金で支援する特定外来生物防除等対策事業を2023年度に新設。当該事業の交付対象は地方公共団体となるが、間接交付事業により、民間団体への支援も可能となっている。本事業については、環境省HPに掲載し周知している他、地方公共団体にはメール等により情報提供も行っている。		環境
0	4	2	(2)) ウ		・2020年(平成32年)までに、事業対象地において、根絶もしくは低密度管理のための地域の体制が構築される。(環境省)	-	-	-	-	【琵琶湖】 - (2018年3月時点で終了) 【伊豆沼・内沼】地元の環境保全財団、ボランティア団体、宮城県、環境省の4者が情報共有を図りながら低密度管理に向けた対策を進めている。 【藺牟田池】 - (2018年3月時点で終了)	-	環境
71	4	2	(2)) ウ		・関係する主体と連携して、効果的、効率的な防除手法を検討するとともに、 ラムサール条約湿地としての資質が失われないよう適切な取組を実施します。 (環境省)		滋賀県及び琵琶湖外来水生植物対策協議会と連携・役割分担し、オオバナミズキンバイ・ナガエツルノゲイトウ等特定外来生物に指定された外来植物の状況把握及び防除を実施し、特に内湖など重要な植生地においては根絶を目指した徹底した防除を実施した。	継続	進捗中	琵琶湖において、機械防除や人力防除が困難な場所でのオオバナミズキンバイ等の新たな防除方法(遮光シート等)についての試験を実施している。	見直し	環境
0	4	2	(2)) ウ		・ 効果的、効率的な防除手法を開発し、2020年(平成32年)までには分布拡大が抑えられている。(環境省)	-	-	-	-	琵琶湖において、機械防除や人力防除が困難な場所でのオオバナミ ズキンバイ等の新たな防除方法(遮光シート等)についての試験を 実施している。	-	環境
72	4	2	(2)) ウ		・ 釧路湿原については、現在オオハンゴンソウの分布が確認されていない保全 上重要な地域へ侵入しないようモニタリングを行い、得られた成果を公開しま す。(環境省)	進捗中	保全上重要な地域へ侵入しないようモニタリングを実施した。	継続	実施済	現在もパークボランティア活動や職員巡視等によりモニタリングを 継続している。結果の公表については、2020年度のモニタリング業 務成果を事務所Webサイトに掲載。		環境

								目標達	成の状況	/取組の	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	節	項	項	項	再	具体的施策		進捗状況					担当省
	ווא	1	2	3	掲	关件印心来	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細	今後 取	この し
73	4	2	(2)	ウ		・ 奥日光の湿原については、戦場ヶ原等の重要地域に再侵入しないための予防策を講じます。(環境省)	実施済	毎年戦場ヶ原周辺部において、湯元集団施設地区の所管地で請負業務として、また関係機関の参加のもとオオハンゴンソウ等外来植物除去作戦として、外来植物の除去活動を実施した。パークボランティア活動としても、戦場ヶ原及びその周辺部でオオハンゴンソウを含む外来植物を除去しており、予防策を継続して実施した。	継続	実施済	オオハンゴンソウ等の外来植物の駆除は、湯元集団施設は 負業務(~2021年度)やパークボランティア活動の一環 場ヶ原及びその周辺部で実施している。また毎年、日光で した関係機関が一般参加者を募りオオハンゴンソウ等外 作戦として、外来植物の除去活動を実施している。	として戦	環境
0	4	2	(2)	ウ		・2020年(平成32年)の時点で、釧路湿原では、保全上重要な地域でオオハンゴンソウの新たな侵入(分布の拡大)が防止され、奥日光の湿原においては戦場ヶ原等の重要地域にオオハンゴンソウが存在していない。(環境省)	_	-	_	-	釧路湿原では、2020年の時点で保全上重要な地域へのオンプウの新たな侵入(分布の拡大)は確認されていない。 タリング業務は実施していないものの、パークボランティ 職員実行等による巡回により現状把握に努めている。 戦場ヶ原及びその周辺部においても、パークボランティス り駆除活動が継続されている。戦場ヶ原ではほとんど見らり駆除の成果がある一方、小田代ヶ原では継続した駆除がる。	以降、モニ (ア活動や - ア活動によ られなくな	環境
74	4	2	(3)			【アライグマ】 分布拡大を防止するため、分布情報の把握と分布拡大地域への 迅速な情報提供を行う体制を構築し、侵入初期において効果的、効率的な防除を 地域が実施するための体制構築を促します。(環境省)		生物多様性センターにて全国の都道府県や市町村に聞き取り調査を行い、2010年~2017年の分布状況をとりまとめ、公表した。	継続	進捗中	特定外来生物全種の分布情報を提供するブラットフォーム 10月めどで国立研究開発法人国立環境研究所のウェブベー て整備予定。		環境
75	4	2	(3)			【アライグマ】 各地で蓄積されている情報を集約し、事例集もしくはマニュアル等に整理することで、地域における効果的、効率的な防除を推進します。(環境省)		これまでに実施した防除モデル事業の成果や防除作業従事者の現場体験を学識者の知見をふまえ「アライグマ等防除ハンドブック」 2017年に作成し、地域における効果的、効率的な防除を推進した。	継続	進捗中	2011年に作成した「アライグマ防除の手引き」について、的な内容となるよう2023年度より更新作業を行い、地域果的、効率的な防除の更なる推進につなげる予定。		環境
76	4	2	(3)			【アライグマ】 農作物被害を防止するための地域ぐるみの取組を支援します。 (農林水産省)	実施済	アライグマによる農作物被害を減少させるため、鳥獣被害防止総合対策交付金により、地域ぐるみで行う捕獲活動や艦の設置等の被害防止対策を総合的に支援した。 〈鳥獣被害防止総合対策交付金によるアライグマの捕獲頭数〉 H27年度:5,931頭 H28年度:7,766頭 H29年度:8,100頭	継続	実施済	アライグマによる農作物被害を減少させるため、鳥獣被害対策交付金により、地域ぐるみで行う捕獲活動や侵入防」等の被害防止対策を総合的に支援した。 〈鳥獣被害防止総合対策交付金によるアライグマの捕獲到 2018年度:11,350頭/2019年度:14,832頭/2020年度: /2021年度:18,532頭/2022年度:22,705頭	上柵の設置	農水
0	4	2	(3)			【アライグマ】 2020年(平成32年)までに全国の分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っている。(環境省)	-	-	-	-	2023年9月に国立研究開発法人国立環境研究所のウェブへいて特定外来生物全種の分布情報を提供するプラットフェ 備した。	1	環境
0	4	2	(3)			【アライグマ】 2020年(平成32年)までに分布拡大の最前線の地方自治体が外来生物法の防除の確認手続を取っているなど、拡大防止のための連携体制が構築される。(環境省)	-	-	_	-	2022年改正外来生物法において、地方公共団体の責務規 し、地方公共団体が行う特定外来生物の防除等を支援する び専門家派遣制度を2023年度に新設し(専門家派遣につ 段階)、各種支援の条件の1つに「分布拡大の最前線であ を設けた。また、地方環境事務所等が開催するプロックを おいて、分布拡大の最前線の地方公共団体においてよりな れるよう促されている。	5 交付金及 いては試行 5 ること」 - 川会議等に	環境

								目標達	成の状況	/取組の	進捗状況	
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)	
	笛			項		具体的施策		進捗状況			進捗状況	担当省
	Ma	1	2	3	掲	ALTH JIIGA	区分	詳細	今後の 取組	区分	今後 詳細	<u>:</u> の
77	4	2	(3)			【オオクチバス等】 分布拡大を防止するため、効果的な防除・モニタリング手法の開発と防除マニュアルの改訂作業によりそれらの普及を進めるとともに、分布情報の把握と分布拡大地域への迅速な情報提供を行う体制を構築します。(環境省)	進捗中	「オオクチバス防除の手引き」を2009年に策定、2014年に改訂し、ウェブサイトに掲載することで普及を進めた。	継続	進捗中	2022年改正外来生物法において、地方公共団体の施策の支援を国の 責務とした。また、基本方針において、防除マニュアルの作成等の 技術的な支援を国の役割とした。 また、特定外来生物全種の分布情報を提供するブラットフォームを 2023年10月めどで国立研究開発法人国立環境研究所のウェブページ において整備予定。	環境
78	4		(3)			【オオクチバス等】 地域間の連携による推進体制の整備や効果的な外来魚の駆除等の内水面生態系の復元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援します。 (農林水産省)		内水面関係予算のうち、地域間の連携による推進体制の整備及び内水面生態系の復元等に資する活動を行う内水面漁業者に対し補助金を交付した。効果的な外来魚の駆除等技術開発については研究機関と委託契約を行い、取組の支援を行った。	継続		内水面関係予算のうち、地域間の連携による推進体制の整備及び内 水面生態系の復元等に資する活動を行う内水面漁業者に対し補助金 を交付した。効果的な外来魚の駆除等技術開発については研究機関 と委託契約を行い、取組の支援を行った。	
79	4	2	(3)			【オオクチバス等】 深い場所等で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショッカー法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します。 (農林水産省)	進捗中	平成24年度から、効果的な外来魚抑制管理技術開発を委託事業で行った。	継続	進捗中	2012年度から、効果的な外来魚抑制管理技術開発を委託事業で行っ た。	農水
80	4	2	(3)			【オオクチバス等】「有害外来魚駆除マニュアル」の周知や駆除活動の推進により、外来魚による漁業被害の低減に努めます。 (農林水産省)	実施済	平成26年度及び平成29年度に「だれでもできる外来魚駆除1・2」を作成し、都道府県、全国各地の内水面漁連へ配布したほか、水産庁HPに公開した。	継続	実施済	同左に加えて、2020年度に「だれでもできる外来魚駆除3」を作成 し、都道府県、全国各地の内水面漁連へ配布したほか、水産庁HPに 公開した。	農水
0	4	2	(3)			【オオクチバス等】 2020年(平成32年)までに、効果的な防除・モニタリング 手法を開発し、分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っており、全国 で防除が進展する。(環境省)	-	-	-	-	2022年改正外来生物法において、地方公共団体の施策の支援を国の 責務とした。また、基本方針において、防除マニュアルの作成等の 技術的な支援を国の役割とした。分布情報については、特定外来生 物全種の分布情報を提供するプラットフォームを2023年10月めどで 国立研究開発法人国立環境研究所のウェブページにおいて整備予 定。これら体制の整備を踏まえ、各地方公共団体において外来魚防 除の進展が図られる見込み。	環境
81	4	2	(3)			【オオクチバス等】 分布拡大を防止するため、分布情報の把握と分布拡大地域 への迅速な情報提供を行う体制を構築し、侵入初期において効果的、効率的な防 除を地域が実施するための体制構築を促します。(環境省)	進捗中	生物多様性センターにて全国の都道府県や市町村を対象としたアンケート調査を行い、2010年~2017年の分布状況をとりまとめ、公表した。		進捗中	特定外来生物全種の分布情報を提供するプラットフォームを2023年 継続 10月めどで国立研究開発法人国立環境研究所のウェブページにおい て整備予定。	環境
0	4	2	(3)			【ヌートリア】 2020年(平成32年)までに分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っている。(環境省)	_	-	-	-	特定外来生物全種の分布情報を提供するプラットフォームを2023年 10月めどで国立研究開発法人国立環境研究所のウェブページにおい - て整備予定。	環境
0	4	2	(3)			【ヌートリア】 2020年(平成32年)までに、分布が見られる地方自治体に隣接 した地方自治体が外来生物法の防除の確認手続を取っている等、拡大防止のため の連携体制が構築される。(環境省)	-	-	_	_	2022年改正外来生物法において、我が国に定着した特定外来生物の被害防止を都道府県の責務とした上で、基本方針において、都道府県の役割として、近隣の都道府県や当該都道府県の区域内の市町村との役割分担の調整や連携促進等の取組が積極的に進められることが期待される旨を記載した。今後、法及び基本方針に基づく都道府県による取組が進められるよう、環境省においては、地方環境事務所等が開催するプロック別会議等の場も活用し、地方公共団体間の連携を促す。	環境

								目標達	成の状況	/取組の	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	節	項				自体的施筆		進捗状況			進捗状況		担当省
	Ma	1	2	3	掲	* CHINEX	区分	詳細	今後の 取組	区分		今後の 取組	,1
82	4	2	(3)			以上の種以外の侵略的外来種については、先進的な取組に対して国が支援を実施するほか、第2部第1章第4節(4)に記載しているとおり、全国の分布状況、防除手法、優良事例などの情報を収集し、提供していくことで、各主体が実施する侵略的外来種の防除を支援していきます。(環境省)	実施済	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施しており、特定外来生物等の防除にかかる先進的な取組に必要な経費の一部を交付した。さらに各地方環境事務所において毎年ブロック会議を実施し、特定外来生物の分布状況や地域で優先して取り組むべき課題等について情報共有を行った。	継続	実施済	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多 継様性保全推進支援事業」を実施しており、特定外来生物等の防除にかかる先進的な取組に必要な経費の一部を交付した。さらに各地方環境事務所において毎年プロック会議を実施し、特定外来生物の分布状況や地域で優先して取り組むべき課題等について情報共有を行った。	送続	環境
83	4	2	(3)			また、外来植物の多くは、河川の一部だけに生育していることは少なく、供給源となっている場所を含め、広く流域全体で取り組むことが大切であるため、土地利用区分毎に策定される外来植物対策の手引き(仮称)等を参考に、関係省庁、地方公共団体、企業、民間団体、専門家、地域住民など多様な主体間と法令等に基づく適切な役割分担の上、連携した取組に努めます。(国土交通省)	実施済	「河川における外来植物対策の手引き」等に基づき、関係機関と連携して、特に河川管理上の支障となる場合に取組を実施した。	継続	実施済	「河川における外来植物対策の手引き」等に基づき、関係機関と連 携して、特に河川管理上の支障となる場合に取組を実施した。	送続	国交
	4	2	(4)			必要に応じて関係省庁の連絡会議を環境省が中心となって開催するなど、関係省 実施庁の連携強化を図ります。(環境省、農林水産省、国土交通省)	実施済	2017年6月に国内で初確認されたヒアリについては、関係省庁連絡 会議を環境省が中心となって開催し、国交省、農水省のほか厚生労 働省や文部科学省、経済産業省等が参画し、関係省庁が連携して対 策を行った。	継続	実施済	2017年6月に国内で初確認されたヒアリについては、関係省庁連絡 継会議を環境省が中心となって開催し、国交省、農水省のほか厚生労働省や文部科学省、経済産業省等が参画し、関係省庁が連携して対策を行った。	 送続	環境
84	4	2	(4)					各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行い、連携強化を図った。			環境省が主催した関係省庁連絡会議に出席し、対策の取組等について情報共有を行い、連携強化を図った。		農水
	4	2	(4)					各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行い、連携強化を図った。			各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行うこととしている。 (なお、2018年~2023 年は開催連絡等無し。)		国交
85	4	2	(4)		0	方環境事務所等が中心となり、地方自治体、国の関係機関等から構成される連 実会議を各地方プロックごとに開催するなどし、連携の強化を図ります。連絡会では、特定外来生物等の分布状況、被害状況、全国的な防除の方針、防除手、優良事例、共有できる普及啓発ツール等についての情報を収集し、提供しま。(再掲、環境省、農林水産省、国土交通省)	実施済	各地方環境事務所においてプロック会議を実施し、地域で優先して 取り組むべき課題について情報共有を行った。	継続	実施済	2022年改正外来生物法において、地方公共団体の責務規定が追加さ継れ、地方公共団体の施策の支援が国の責務とされたことも踏まえ、地方環境事務所を中心とした、国、地方公共団体間の連携を更に強化した。とりわけ地方環境事務所では地方公共団体からの個別のニーズに沿い、優良事例の共有、国の支援ツールの紹介等を積極的に行っている。	送続	環境
	4	2	(4)		<u> </u>		各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行った。			環境省地方環境事務所の声かけに沿い、対策の取組等の共有を行い、プロックにおける包括的な連携強化に努めた。		農水	
	4	2	(4)		0			各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行った。			同上		国交
86	4	2	(4)		0	分布拡大の先端地域等において、専門家の派遣等の支援について今後検討します。 (再掲、環境省)	実施済	各地域の優先課題に関する専門家を招聘し講演を実施した。	継続	実施済	2022年改正外来生物法において、地方公共団体の施策の支援を国の 継責務とした。また、基本方針において、専門家の派遣等の技術的な支援を国の役割とした。これらを踏まえ、分布拡大の先端地域等の地方公共団体に専門家の派遣を実施し、地方公共団体が行う特定外来生物の防除等対策がより効果的なものとなるよう専門家が助言を行う事業を2023年度より試行的に開始。今後、この試行的な取組の結果等を踏まえ、より効果的な専門家派遣事業の実施を検討するなど、取組を進める予定。	送続	環境

								目標達成	或の状況	/取組の	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	飾	項				目体的施筆		進捗状況			進捗状況		担当省
	Al	1	2	3	掲	XITIJIOX	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細	今後の 取組	,
87	4	2	(4)		0	なお、この連絡会議の開催により侵略性の極めて高い種が発生した場合は、科学 的知見を踏まえ、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制の構築につなげ ていきます。(再掲、環境省)	実施済	外来種対策連絡会議の開催により、専門家から科学的な知見による情報を受け、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制を構築した。また、外来種問題に関する地方自治体からの相談・意見等について検討を行い、各主体が連携して適切な対応を行った。	継続	実施済	外来種対策連絡会議の開催により、専門家から科学的な知見による 情報を受け、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制を構築 した。また、外来種問題に関する地方自治体からの相談・意見等に ついて検討を行い、各主体が連携して適切な対応を行った。	継続	環境
88	4	2	(4)			外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合の情報や外来種の分布情報等の収集・提供の仕組について、国立環境研究所が整備を進めてきた「侵入生物データベース(http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/)」、国土交通省による「河川環境データベース(http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/)」、環境省生物多様性センターによる「いきものログ(http://ikilog.biodic.go.jp/)」等と連携を図ります。(環境省、国土交通省)	実施済	「いきものログ」では、外来種を含む動植物種の分布情報を収集・提供しているほか、外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合の種名調べ(同定)を支援するサービスを提供した。また、「いきものログ」のデータベースと国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)によって構築・運用されている「BISMaL(Biological Information System for Marine Life)」とで生物名情報の相互提供を進めた。	継続	実施済	「いきものログ」では、外来種を含む動植物種の分布情報を収集・ 提供しているほか、外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合 の種名調べ(同定)を支援するサービスを提供した。また、「いき ものログ」のデータベースと国立研究開発法人海洋研究開発機構 (JAMSTEC)によって構築・運用されている「BISMAL (Biological Information System for Marine Life)」とで生物名情 報の相互提供を進めた。	継続	環境
	4	2	(4)					国土交通省管理の全国の一級河川において、河川の把握を目的として河川水辺の国勢調査を実施しており、外来種を含む調査結果は、河川環境データベースを通して広く公開した。			国土交通省管理の全国の一級河川において、河川の把握を目的として河川水辺の国勢調査を実施しており、外来種を含む調査結果は、河川環境データベースを通して広く公開した。		国交
89	4	2	(4)			生物多様性民間参画ガイドラインの普及広報等を通じて、外来種対策を含め、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことを促進します。 (環境省)	実施済	外来生物対策を含む事業者による生物多様性配慮の行動のための民間参画ガイドライン(第2版)の普及啓発を行い、事業者の取組を促進した。		実施済	外来生物対策を含む事業者による生物多様性配慮の行動のための民間参画ガイドライン(第2版)の普及啓発を行い、事業者の取組を促進した。併せて、国内外の事例等を踏まえ、同ガイドラインの第3版の策定に向けた検討を進めた。	継続	環境
90	4	2	(4)			生物多様性民間参画パートナーシップ等の事業者間の枠組みと連携・協力して、 外来種対策を含め、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流 化に向けた効果的な施策を実行します。(環境省)	進捗中	民間参画パートナーシップ参加400社に対して実施された生物多様性 に関するアンケートの結果を基に、事業者による生物多様性保全活 動と対策を分析した。	継続	進捗中	日本経済団体連合会自然保護協議会と連携し、アンケート調査による取組の進捗のモニタリングを継続して行っている。※生物多様性民間参画パートナーシップは2021年12月に終了。	継続	環境
91	4	2	(4)			地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律に基づき市町村が作成する地域連携保全活動計画に沿った、地域の 多様な主体の連携による外来種防除等の活動を支援します。(環境省)	進捗中	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」により、地域連携保全活動計画の策定の促進とともに、地域の多様な主体の連携による外来種防除等の活動の支援を行った。	継続	実施済	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」により、地域連携保全活動計画の策定の促進とともに、地域の多様な主体の連携による外来種防除等の活動の支援を行った。	継続	環境
92	4	2	(4)			生物多様性保全推進支援事業による地域の外来種対策の支援を引き続き推進する とともに、地域の取組を支援する事業の拡充に努めるなど、地方自治体などが主 体となった効果的な外来種対策を推進します。(環境省)	実施済	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施し、特定外来生物等の防除にかかる 取組に必要な経費の一部を交付することで地方自治体等が主体と なった外来種対策を推進した。	継続	実施済	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施し、特定外来生物等の防除にかかる 取組に必要な経費の一部を交付することで地方自治体等が主体と なった外来種対策を推進した。	継続	環境
93	4	2	(4)			新たに自然再生を実施する場合は、外来種が侵入しにくい環境になるよう配慮 し、現在進行している自然再生においては、外来種を積極的に防除します。(環 境省、農林水産省、国土交通省)	実施済	自然再生推進法に基づく協議会が実施している自然再生事業において多くの対象地で外来種が問題となっており、外来種問題が顕著な協議会は、対策方法を検討するとともに多様な主体の参加による防除活動を実施した。	継続	実施済	自然再生推進法に基づく協議会が実施している自然再生事業において多くの対象地で外来種が問題となっており、外来種問題が顕著な協議会は、対策方法を検討するとともに多様な主体の参加による防除活動を実施した。	継続	環境
33	4		(4)					いくつかの協議会において、オオクチバスの駆除等の活動を実施し た。			いくつかの協議会において、オオクチバス等による被害対策を実施。		農水
	4	2	(4)					国土交通省で実施する自然再生事業において、対象地区に外来種が 生息していた場合には、適切に防除及び除去を実施した。			国土交通省で実施する自然再生事業において、対象地区に外来種が 生息・生育している場合は、必要に応じて対策を実施した。		国交

参考資料3

					- 		目標達	成の状況	/取組のi	 		
					<u> </u>		2018年3月末時点	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7 7 7 7	2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	an I	項	項	項	再 具体的施策		進捗状況			進捗状況		担当省
	יות	1	2	3	掲	区分	詳細	今後の 取組		詳細	今後の 取組	1233
0	5	1			【現状】 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む条例の作成数:13都道県 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数: 13都道県 【目標(2020年(平成32年))】 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む条例の作成数:47都道府県 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数: 47都道府県	-	-	-	-	・地方自治体による国内由来の外来種を含む条例の作成数:33都道府県 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数:25都府道県	-	環境
94	5	2			外来種被害防止行動計画の策定及び我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成により、国内由来の外来種への対応を含む事項について基本的な考え方を整理し、多様な主体の取組を促進します。(行動計画:環境省、農林水産省、国土交通省/リスト:環境省、農林水産省)	実施済	行動計画及び外来種リストを作成し、遺伝的攪乱への対応を含む事項について基本的な考え方について普及啓発を行い、多様な主体に取組の検討を促した。 外来種リストの作成に参画し、地方農政局等にリストを送付した。 行動計画の作成に参画した。	継続	実施済	行動計画及び外来種リストを作成し、遺伝的攪乱への対応を含む事項について基本的な考え方について普及啓発を行い、多様な主体に取組の検討を促した。 特になし。 行動計画の改定に参画している。	継続	農水
	5	2					打割計画の作成に参画した。			打動計画の改定に参画している。		国义
95	5	2			国内由来の外来種が引き起こす被害や対応策について情報収集を行い、事例集を 作成することで、被害や対応策の周知を図ります。(環境省)	実施済	外来種リスト作成にあたり、種類ごとに選定理由及び侵略性の評価、定着段階と定着段階ごとの対応目標、日本における分布状況、植物には特に問題となる地域・環境、利用されている種類には利用状況及び利用上の留意事項等の情報を整理し、被害や対応策の周知を図った。	継続	実施済	国内由来の外来種に関しても情報整理をした外来種リストを通じて、被害や対応策の周知を図った。	継続	環境
96	5	2			「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト作成基本方針」を ○ 示すこと等により、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進しま す。(再掲、環境省)	実施済	外来種リスト及び作成に用いた基本方針について、ウェブサイトで 公表し、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進し た。	継続	実施済	外来種リスト及び作成に用いた基本方針について、ウェブサイトで 公表し、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進し た。	継続	環境
97	5	2			地域生態系の保全に配慮したのり面縁化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について2013年(平成25年)1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面縁化工への活用を図ります。(再掲、国土交通省)	実施済	表土利用工、自然侵入促進工を施工したのり面を対象として、施工 後10年程度経過した植生モニタリング調査を行い、気候や施工条件 の違いにより成立する植生の把握を行った。	継続	実施済	表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工を施工したのり面を対象として、施工後10~20年程度経過した植生モニタリング調査を実施、調査結果について取りまとめ、公表予定としている。	終了	国交
98	5	2			2010年度(平成22年度)にとりまとめた「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組みます。(再掲、農林水産省)	実施済	林道の法面縁化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所においては、自然侵入促進工や森林表土利用工等による縁化に取り組んだ。	継続	実施済	林道の法面縁化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所に おいては、自然侵入促進工や森林表土利用工等による縁化に取り組 んだ。	継続	農水
99	5	2			2007年度(平成19年度)に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針(案)」を成案化するため、2008~2012年度(平成20~24年度)に実施した 「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法」により得られた研究成果等を踏まえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に向けた検討を進めます。(再掲、環境省)	実施済	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自 然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	継続	実施済	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	継続	環境

								目標達	成の状況	/取組の	進捗状況		
								2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	笳	項	項	項	再	具体的施策		進捗状況			進捗状況		担当省
	u	1	2	3	掲	중 PPH JNUX	区分	詳細	今後の 取組		詳細	今後の 取組	三二日
100	5	2			0	小笠原諸島におけるアカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外来種等の駆除による固有の森林生態系の修復など、国有林野の保護林等において新たな侵略的外 来種の侵入・拡散予防措置等を推進します。(再掲、農林水産省)	実施済	小笠原諸島において、アカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外 来種等の駆除による固有の森林生態系の修復などを実施した。	継続	実施済	小笠原諸島において、アカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外 来種等の駆除による固有の森林生態系の修復、歩道出入口での種子 除去マット等による外来種の侵入防止などを実施した。	継続	農水
101	5	2			0	小笠原諸島世界自然遺産地域における、新たな侵略的外来種の侵入及び拡散を防止する対策について、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会の新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループにおいて検討し、それらの結果を踏まえ、関係機関との連携の下、必要な対策を実施します。(再掲、環境省、農林		ワーキンググループにおいて、リスクの高い新たな外来種の侵入経路を特定し、それぞれについて対策を検討した。ワーキンググループによる検討結果を踏まえた対策を実施した。	継続	実施済	ワーキンググループを引継いだ地域課題部会 (母島部会) による検討結果を踏まえ、特に外来種侵入リスクの高い土付き苗の持ち込み対策を開始し、継続的に実施している。また、その他の外来種の侵入・拡散防止についても対策の検討を進めている。	継続	環境
	5	2			0	水産省)		環境省と連携し取り組んだ。			管理機関(環境省・東京都・小笠原村)と連携し取り組んだ。		農水
102	5	2			0	小笠原諸島父島に設置を予定している世界遺産センター(仮称)に、非意図的導入を防止するための付着生物の除去等の外来種対策機能の整備について、検討します。(再掲、環境省)	実施済	属島等に持ち込む資材の燻蒸・冷凍等の外来種対策の施設を備えた 世界遺産センターを設置した。	終了		- (2018年3月時点で終了)		環境
	5	2			0	白山国立公園や尾瀬国立公園等において、登山口への種子落としマットの設置や 侵略的外来種による生態系被害の普及啓発に資するパンフレットの作成などを引 き続き実施します。(再掲、環境省、農林水産省)	実施済	白山国立公園において、種子落としマットやブラシを設置するとと もに、ポスターを掲示する等して、公園利用者に協力を呼びかけを 行った。	継続	実施済	白山国立公園において、種子落としマットやブラシを設置するとと もに、ポスターを掲示する等して、公園利用者に協力を呼びかけを 行った。	継続	環境
103	5	2			0			環境省と連携し取り組んだ。 その他、白山国立公園内の治山工事に伴い資材等を搬入する工事用 車両のタイヤに付着する外来植物の種子を取り除くため、流水を利 用したタイヤ洗浄施設を設置した。			環境省と連携し取り組んだ。 その他、白山国立公園内の治山工事に伴い資材等を搬入する工事用 車両のタイヤに付着する外来植物の種子を取り除くため、流水を利 用したタイヤ洗浄施設を設置した。		農水
0	6	1				【現状】 ・具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでおらず、対策を講じる範囲について評価することができていない。 【目標(2020年(平成32年))】 ・同種の生物の導入による遺伝的攪乱の具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでいる。	-	-	-	-	オオサンショウウオやタナゴ等特定の種に関して、学識経験者等により外来種と在来種の遺伝子交雑の影響が把握されつつある状況。	-	環境
104	6	2				外来種被害防止行動計画の策定により、遺伝的攪乱への対応を含む事項について 基本的な考え方について普及啓発を行い、多様な主体に取組の検討を促します (環境省)。	実施済	2015年に行動計画及び外来種リストを作成し、伝的攪乱への対応を含む事項について基本的な考え方について普及啓発を行い、多様な主体に取組の検討を促した。	継続	実施済	2015年に作成した行動計画及び外来種リストを用いて、伝的攪乱への対応を含む事項について基本的な考え方について普及啓発を行い、多様な主体に取組の検討を促した。	継続	環境
105	6	2				同種の生物導入による遺伝的攪乱が引き起こす問題に関する事例を収集し、ウェブサイトの掲載や配布により普及啓発を行います。 (環境省)	実施済	2015年に行動計画及び外来種リストを作成し、パンフレットをウェブサイトに掲載した。	継続	実施済	2015年に作成した行動計画及び外来種リストを継続してウェブサイトに掲載した。	継続	環境
106	6	2			0	地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について2013年(平成25年)1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面緑化工への活用を図ります。(再掲、国土交通省)	実施済	表土利用工、自然侵入促進工を施工したのり面を対象として、施工後10年程度経過した植生モニタリング調査を行い、気候や施工条件の違いにより成立する植生の把握を行った。	継続	実施済	表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工を施工したのり面を対象として、施工後10~20年程度経過した植生モニタリング調査を実施、調査結果について取りまとめ、公表予定としている。	終了	国交

	П	ı			Т				成の状況	/取組の			
								2018年3月末時点	70 - 0 (70	, , ,	2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	A-A-	項	項	項	į į	B 444 ***		進捗状況			進捗状況		40 M 42
	即	1	2	3	#	具体的施策	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細	今後の 取組	担当省
10	6	2			C	2010年度(平成22年度)にとりまとめた「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組みます。(再掲、農林水産省)		林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所に おいては、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組 んだ。	継続	実施済	林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所に おいては、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組 んだ。	継続	農水
10	6	2			C	2007年度(平成19年度)に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針 (案)」を成案化するため、2008〜2012年度(平成20〜24年度)に実施した)「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法」により得 られた研究成果等を踏まえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に向けた 検討を進めます。(再掲、環境省)		2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	継続	実施済	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	継続	環境
10	6	2				第6次栽培漁業基本方針に基づき、「放流計画の策定、種苗の生産、放流等に当たっては、生物多様性の保全に努める」とともに、「外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから当面の間、行わない」としています。(農林水産省)		現行の第7次栽培漁業基本方針においても、「栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない。」とした。	継続	実施済	現行の第8次栽培漁業基本方針においても、「栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない。」とした。	継続	農水
11	6	2				さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として もつ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との 共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配 慮した、さけ・ます増殖事業を推進します。(農林水産省)		北太平洋の生態系との調和を図り、種の特性と多様性を維持することに配慮するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の 高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ま す増殖事業を推進した。	継続	実施済	北太平洋の生態系との調和を図り、種の特性と多様性を維持することに配慮するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進した。	継続	農水
11	6	2				種苗放流が遺伝的多様性に与えるリスクの評価と低減技術の開発については、 2007年度(平成19年度)から2011年度(平成23年度)の5カ年で、農林水産技 術会議の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」において、水産総 合研究センターを中心に関係県・大学が共同で実施(マダイ、ホシガレイを対 象)しました。また、この成果等を踏まえ、適切な種苗放流について普及を行い ます。(農林水産省)		現行の第7次栽培漁業基本方針においても、「栽培漁業の実施に当たっては、国及び水産研究・教育機構が作成した「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める」とした。	継続	実施済	現行の第8次栽培漁業基本方針においても、「栽培漁業の実施に当たっては、国及び水産研究・教育機構が作成した『人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針』を種苗生産の現場へ普及するとともに、周辺の生態系への影響にも配慮し、生物多様性の保全との両立に努める」とした。	継続	農水
11:	6	2				遺伝的多様性に配慮しつつ、渓流の天然魚を増やすための手法を開発し、パンフレット等により漁業者に周知します。 (農林水産省)	実施済	平成29年度にパンフレット「渓流魚の効果的な増殖方法」を作成 し、都道府県、全国各地の内水面漁連へ配布したほか、水産庁HPに その他関係するパンフレットを公開した。	継続	実施済	同左に加えて、2020年度に「放流だけに頼らない!天然・野生の渓流魚を増やす漁場管理」、2022年度に「釣り人、住民、漁協でつくる!いつも魚にあえる川づくり」を作成し、都道府県、全国各地の内水面漁連へ配布したほか、その他関係するパンフレットとあわせて水産庁HPに公開した。	継続	農水
11:	6	2				遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の移植を推進します。 (農林水産省)	実施済	漁業者等が水産多面的機能発揮対策として種苗放流や移植を行う場合、外来種被害防止行動計画等を踏まえるよう、実施マニュアル等に記載して広く配布するとともに、各種会議において周知した。	継続	実施済	漁業者等が水産多面的機能発揮対策として種苗放流や移植を行う場合、外来種被害防止行動計画等を踏まえるよう、実施マニュアル等に記載して広く配布するとともに、各種会議において周知した。	継続	農水
0	7	1				【現状】 ・侵略的外来種に関する分布情報は限定的である。 ・侵略的外来種に関する効果的な防除手法が不足している。 【目標(2020年(平成32年))】 ・主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブサイト上で公開する。 ・主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する。	-	-	-	-	・特定外来生物全種の分布情報を提供するプラットフォームを2023年10月めどで国立研究開発法人国立環境研究所のウェブページにおいて整備予定。・主要な侵略的外来種について、防除手法等を整理したマニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載した。	-	環境

						目標達	成の状況。	/取組の	進捗状況		
						2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	育	項		- 目 /		進捗状況			進捗状況		担当省
	1	1 2	3 排	and the second s	区分	詳細	今後の 取組	区分	詳細	今後の 取組)=36
114	7	2		1973年度(昭和48年度)から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、アライグマ等の外来種の状況を踏まえた国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。(環境省)	実施済	アライグマ、ハクビシン、ヌートリアの最新の分布状況をとりまと めるなど、外来種を含む動植物種の現況把握や変化状況の監視を進 めた。	継続	進捗中	外来種を含む動植物種(特に淡水魚類や昆虫類)の分布調査を実施中。また、2023年から3箇年かけて実施する基礎調査総合解析の中で、一部外来種を対象とした解析も実施予定。		環境
115	7	2		「モニタリングサイト1000」事業の一部として、外来哺乳類や外来鳥類、高山帯のマルハナバチ類を含め、各生態系の指標となる生物種の個体数の変化等のデータを収集し、指標生物群の種組成や個体数等を定量的に調査します。(環境省)	実施済	全国の調査地において、外来種を含む各生態系の指標となる生物種の定量的データを年間20万件以上収集し、その調査結果を発信した。	継続	実施済	全国の調査地において、外来種を含む各生態系の指標となる生物種の定量的データを年間20万件以上収集し、その調査結果を発信した。	継続	環境
116	7	2		「河川水辺の国勢調査」の一環として、河川水辺における外来種の分布情報を河川環境データベース(http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/)で検索・閲覧できるようにします。(国土交通省)	実施済	国土交通省管理の全国の一級河川において、河川の把握を目的として河川水辺の国勢調査を実施しており、外来種を含む調査結果は、河川環境データベースを通して広く公開した。	終了		- (2018年3月時点で終了)		国交
117	7	2		環境省と公益社団法人日本動物園水族館協会で2014年(平成26年)5月22日に協定を結びました。連携を強化することにより、動物園や水族館による各機関の特色を活かした外来種に係る普及啓発を更に推進させるとともに、必要に応じてン 公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟する園館の協力を得て、種の同定や防除に係る助言を得るなど、外来種対策を実施します。(再掲、環境省)	実施済	協定に基づき、公益社団法人日本動物園水族館協会と合同で環境イベントや動物愛護イベントに参加し、外来種問題やベットの適正飼養等に関する普及啓発を行った。	継続	実施済	協定に基づき、公益社団法人日本動物園水族館協会と合同で環境イベントや動物愛護イベントに参加し、外来種問題やベットの適正飼養等に関する普及啓発を行った。	継続	環境
118	7	2		分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するためのウェブサイト(愛称:「いきものログ (http://ikilog.biodic.go.jp/)」)を通じ、さまざまな関係機関・専門家・一般市民から外来種等の目撃情報を収集する市民参加型調査を実施します。市民参加型調査の結果とともに、環境省が実施した自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を、地図情報やGIS情報として配信していくことで、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進します。(環境省)	実施済	「いきものログ」を活用して、さまざまな主体による市民参加型調査の実施を促進した。また、自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を一元的に収集・提供することを通じて、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進した。	継続	実施済	「いきものログ」を活用して、さまざまな主体による市民参加型調査の実施を促進した。また、自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を一元的に収集・提供することを通じて、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進した。	継続	環境
119	7	2		「いきものログ(http://ikilog.biodic.go.jp/)」等で地域において初めて確認された生物や全く知見のない生物が確認された場合に収集した情報を基に、学会等の協力を得る等により種の同定や早期の対応策を検討するなどの体制を構築することについて検討します。(環境省)	実施済	「いきものログ」では、外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合の種名調べ(同定)を支援するサービスを提供している。また、日本哺乳類学会において有識者とともに自由集会を開催するなど、協力体制の構築を進めた。	継続	実施済	「いきものログ」では、外来種等の見慣れない動植物が見つかった 場合の種名調べ (同定) を支援するサービスを提供している。	継続	環境
120	7	2		環境省で整備している生物多様性情報システム (J-IBIS) は、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の調査結果など、外来種を含めた自然環境情報をインターネットを通じて広く提供しています。今後は、環境省が保有する情報に加えて、地方自治体や民間団体、一般市民が主体となって実施される自然環境調査の成果についても一元管理・提供するための新たなシステムを構築します。(環境省)	実施済	さまざまな関係機関・専門家・一般市民から動植物の情報を収集する「いきものログ」や自然環境情報を発信している「インターネット自然研究所システム」をH27年度に統合して、より使いやすい生物多様性情報システム(J-IBIS)を提供した。	継続	実施済	さまざまな関係機関・専門家・一般市民から動植物の情報を収集する「いきものログ」や自然環境情報を発信している「インターネット自然研究所システム」をH27年度に統合して、より使いやすい生物多様性情報システム (J-IBIS)を提供した。	継続	環境

							目標達	成の状況	/取組の	進捗状況		
							2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	笛			項			進捗状況			進捗状況		担当省
	RIJ	1	2	3	掲	区分	詳細	今後の 取組		<u>富</u> 羊細	今後の 取組	1238
121	7	2			「いきものログ(http://ikilog.biodic.go.jp/)」や「河川環境データベース 集 (http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/)」、国立環境研究所による「侵入 生物データベース (http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/)」等の情報 基盤システムについて、データの相互利用等の連携を進めます。(環境省、国土 交通省)		「いきものログ」と国立研究開発法人海洋研究開発機構 (JAMSTEC)によって構築・運用されている「BISMaL(Biologica Information System for Marine Life)」とで生物名情報の相互提供 を進めた。	継続	実施済	「いきものログ」と国立研究開発法人海洋研究開発機構 (JAMSTEC) によって構築・運用されている「BISMaL (Biological Information System for Marine Life) 」とで生物名情 報の相互提供を進めた。	継続	環境
	7	2					国土交通省管理の全国の一級河川において、河川の把握を目的として河川水辺の国勢調査を実施しており、外来種を含む調査結果は、河川環境データベースを通して広く公開した。			国土交通省管理の全国の一級河川において、河川の把握を目的として河川水辺の国勢調査を実施しており、外来種を含む調査結果は、河川環境データベースを通して広く公開した。		国交
122	7	2			国や都道府県等の自然系(自然環境保全、野生動植物保全の分野等)の調査研究 実を行っている機関相互の情報交換、情報共有化を促進し、ネットワークの強化等を図っていくこと、科学的情報に基づく自然環境施策の推進に寄与することを目的として、年1回以上の自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)を引き続き開催します。各構成機関における、外来種を含めた調査研究・活動事例の発表等を通じて情報の共有化を図ります。(環境省)		毎年自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)を開催し、外来種に関する研究を含めた発表を通して、地方自治体や構成機関を含めた自然系調査研究機関と情報の交換・共有を図った。	継続	実施済	毎年自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)を開催し、外来種に関する研究を含めた発表を通して、地方自治体や構成機関を含めた自然系調査研究機関と情報の交換・共有を図った。	継続	環境
123	7	2			今後の防除をより効果的、効率的なものにするため、これまで作成された各種外 実 来種に関する防除マニュアルを整理しウェブサイトで公開することを検討すると ともに、防除の取組事例もウェブサイト等で情報提供を進めます。(環境省)		防除マニュアルをウェブサイトでとりまとめて公表した。 https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html	継続	実施済	環境省及び他機関が作成した防除マニュアルを種別にとりまとめてウェブサイトに掲載している。	継続	環境
124	7	2			環境研究総合推進費等により、取組が不足している分野(第1部第2章第1節7 参照)について調査研究を推進します。(環境省)	尾施済	外来種の効率的な防除技術の開発等を実施し、調査研究を推進した。	継続	実施済	外来種の効率的な防除技術の開発等を実施し、調査研究を推進し た。	実施済	環境
125	7	2			農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業により、研究課題「新規侵入害虫 そ チュウゴクナシキジラミの拡散防止と被害軽減技術の開発」を実施しているとこ ろであり、引き続き、侵略的外来種の防除と管理に係る調査研究等を推進しま す。(農林水産省)		チュウゴクナシキジラミの分布範囲、生活環を明らかにし、有効な 薬剤を選択する等の成果を得て、平成26年度に研究課題を終了し た。	終了		-		農水
126	7	2			病虫獣害による森林被害を防ぎ、生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理 実を行うための技術を開発することを目的とした「森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発」の重点課題の中で外来種対策研究を実施します。 (農林水産省)		国立研究開発法人 森林研究・整備機構の2016年度以降の新たな中長期計画において、生物多様性保全等の森林の多面的機能の評価及び管理技術の開発、および環境低負荷型の総合防除技術の高度化を目標とした「生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発」の戦略課題の中で外来種対策研究を実施した。	継続	進捗中	国立研究開発法人 森林研究・整備機構の2021年度以降の新たな中長期計画において、侵略的外来種等が地域の生物多様性に及ぼすリスクを低減させる技術、生物多様性がもたらす生態系サービスの持続的な利用を可能とする森林管理の手法の提示を目標とした「森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発」の戦略課題の中で外来種対策研究を実施している。		農水
127	, 7	2			外来魚を抑制管理する手法について、現在の手法では防除が困難な水深の深い場 進 所で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショッカー法により 対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します。 (農林水産省)	進捗中	平成24年度から、効果的な外来魚抑制管理技術開発を行った。	継続	実施済	2012年度から、効果的な外来魚抑制管理技術開発を行った。	継続	農水
128	7	2			外来種の分布や影響やその防除等の調査研究を実施している地方自治体の機関同 大の情報共有・連携をさらに深めるため、自然系調査研究機関連絡会議 (NORNAC)等の取組をより拡大・充実させます。(環境省)		自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)の構成機関数は54機関に 拡大し、外来種に関するものを含めた情報を地方自治体や研究機関 と共有し連携を充実させた。	継続	実施済	自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)の構成機関数は55機関に拡大し、外来種に関するものを含めた情報を地方自治体や研究機関と共有し連携を充実させた。	継続	環境

参考資料3

							目標達成	戊の状況	/取組の			
							2018年3月末時点			2023年3月末時点(一部同9月末時点含む)		
	飾	項「			自体的施筆		進捗状況			進捗状況		担当省
	2419	1	2	3 排	7.11630001			今後の			今後の	,
						区分	詳細	取組	区分	詳細	取組	
	8	1	+		【現状】					生物多様性条約締約国会議におけるパネル展示等を通して、我が国		環境
					・愛知目標の個別目標9の達成のための外来種被害防止行動計画を策定					における取組状況を公表した。		
0					【目標(2020年(平成32年))】	-	-	-	-		-	
					・我が国における愛知目標の個別目標 9 を達成するまでの取組の成果を締約国会							
					議等の国際会議で公表する。							
	8	2				進捗中	生物多様性条約締約国会議における愛知目標等に関する議論に参加	継続	実施済	生物多様性条約締約国会議における、侵略的外来種や昆明・モント	継続	環境
					(OIE) 、国際植物防疫条約(IPPC)といった、外来種と関連の深い国際機関や		したほか、関係する条約の議論に参画し情報把握に努めた。			リオール生物多様性枠組等に関する議論に参加したほか、関係する		
136					条約に基づく、国際連携を推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)					条約の議論に参画し情報把握に努めた。		
	8	2					関係する国際会議に参加。			生物多様性条約 (CBD) COP15など、関係する国際会議に参加		農水
	8	2			_		関係の深い条約の議論について情報把握に努めた。			関係の深い条約の議論について情報把握に努めた。		国交
	8	2			船舶バラスト水規制管理条約の実施に関する課題(寄港国による監督(PSC)実	実施済	2016年に条約の発効要件が満たされ、1年後の2017年に条約が発効	継続	実施済	2017年に条約が発効して以降、IMOにおいて条約の実施に関する課	継続	国交
					施の際のバラスト水のサンプリング・分析方法の確立等)を解決するためのIMO		した。「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正			題を解決するためのレビューが行われており、関係業界と課題解決		
				С	における国際的な議論に引き続き積極的に参加し、条約の発効と実施に貢献しま		(平成26年に公布済み)が、条約発効日(2017年9月8日)から施行			のための検討を行うとともに、国際的な議論に積極的に参加してい		
					す。(再掲、国土交通省、環境省)		された。			వ .		
137	8	2					2016年に条約の発効要件が満たされ、1年後の2017年に条約が発効					環境
							した。「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正			題を解決するためのレビューが行われており、関係省庁と課題解決		
				С			(平成26年に公布済み)が、条約発効日(2017年9月8日)から施行			のための検討を行うとともに、国際的な議論に積極的に参加してい		
							された。			ప 。		
	8	2	T	T	我が国の在来種が海外で侵略的外来種として被害を与えることを抑制、低減させ	進捗中	普及啓発イベントでの講演や自治体向け講習において、海外で侵略	継続	実施済	講習等において、海外で侵略的な在来種に関する情報を発信した。	見直し	環境
138					るため、海外で侵略的な在来種に関する情報を収集し、それらについて国内で広		的な在来種に関する情報を発信した。					
					く普及啓発を実施します。(環境省)							
	8	2			国外由来の寄生生物や感染症を引き起こす病原体による生態系への影響を抑制、	進捗中	OIE関係府省連絡会議に参画するなどして、情報把握に努めた。	継続	実施済	OIE関係府省連絡会議に参画するなどして、情報把握に努めた。	継続	環境
139					低減するため、これらの情報を把握して、広く普及啓発を行います。(環境省)							